

平成 30 年 9 月定例会

(2018年)

市會議案參考資料

(財政總務常任委員會提出分)

吹田市議会

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No.1

平成29年3月31日現在

担当所管名	使用許可先	所在場所(用地・会館名称)		面積 (m ²)等	使用許可		更新周期	使用料	光熱 水費 負担	使用目的(使用施設)
		名 称	所 在 地		当初開始年月日	終了年月日				
総務部 秘書室	（株）吹田市本店	市役所本店舎内	泉町1丁目3番40号	8,703.55(1983.4.1~1992.3.31)	1992.3.31	1年	無償	有	事務所	
総務部 秘書室	（公財）吹田市直轄づくり持運営委員会	市役所本店舎内	泉町1丁目3番40号	3,322.56(1997.4.1~2017.3.31)	2017.3.31	1年	無償	有	事務所	
3 総務部 秘書室	（株）ジェイコムウエスト 吹田局	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	1,44 H25(2013) .3. 16	H29(2017) .3. 31	1年	有償	有	C A T V モニター等	
4 総務部 秘書室	表示灯(株)大阪支社	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	0.24 H24(2012) .9. 1	H29(2017) .3. 31	1年	有償	有	広告付案内地図	
5 総務部 秘書室	（株）中日融資團生会	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	250.12 S61(1990.5.5~1992.2.28)	1992.2.28	1年	無償	有	会員登録システム	
6 総務部 秘書室	（株）三菱東京ＵＦＪ銀行吹田支店	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	4,00 S63(1983) .10. 13	H29(2017) .3. 31	1年	有償	有	A T M	
7 総務部 秘書室	（株）りそな銀行吹田支店	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	4,00 S63(1983) .10. 13	H29(2017) .3. 31	1年	有償	有	A T M	
8 総務部 秘書室	（株）三井住友銀行吹田支店	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	4,00 S63(1983) .10. 13	H29(2017) .3. 31	1年	有償	有	A T M	
9 総務部 秘書室	北おおさか電信用金庫吹田支店	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	3,00 H12(2000) .5. 3	H29(2017) .3. 31	1年	有償	有	A T M	
10 総務部 秘書室	咖啡とお菓子 落花生	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	12.18 H27(2015) .9. 1	H28(2016) .8. 19	(1年間限り)	有償	有	チャレンジショップ「ゆめちか」 都市魅力創造組合である「チャレンジヤーオー育成事業」のために使用 使用期間は原則、毎年9/1～翌年8/31 まで毎年使用者を募集。	
11 総務部 秘書室	定食・那样 なな丸	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	12.18 H28(2016) .12. 1	H29(2017) .3. 31	(1年間限り)	有償	有	チャレンジショップ「ゆめちか」 都市魅力創造組合である「チャレンジヤーオー育成事業」のために使用 使用期間は原則、毎年9/1～翌年8/31 まで毎年使用者を募集。	
12 総務部 秘書室	（株）ローランド	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	38.32 H2(2013) .5. 1~H28(2017) .3. 31	1年	無償	有	課題型英会話システム		
13 総務部 秘書室	表示灯(株)大阪支社	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	2.19 H28(2016) .4. 1	H29(2017) .3. 31	1年	有償	有	広告付案内地図	
14 総務部 秘書室	吹田市議員活動組合	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	40.4 H16(2004) .4	H28(2017) .3. 31	1年	無償	議員会議室スペース		
15 総務部 秘書室	吹田市議員会議室組合	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	24.7 H17(2005) .5. 2~H28(2017) .3. 31	1年	無償	無	議員会議室		
16 総務部 秘書室	（株）ライジングコーポレーション	市役所本庁舎内	泉町1丁目3番40号	1,904.09 H28(2016) .9. 10	H29(2017) .3. 31	1年	有償	太陽光発電設備、付属設備等（未設置）		
17 総務部 人材室	吹田市議員会議室組合、吹田市議員会議室	議員会議室	泉町1丁目3番40号	290.63 H11(1999) .4. 1	H26(2017) .3. 31	1年	無償	有	議員会議室	
18 行政整備部 資産経営室	給務部（危機管理体制室）	元町30番35号ほか 吹田第一小学校ほか、中学校 校舎5校	5.6 H11(1999) .4. 1	H29(2017) .3. 31	1年	無償	無	災害用備蓄品及び救急用資機械保管 用物置設置		

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No.2

※網掛けは使用許可先が市以外かつ使用料が無償のもの

担当部署名	使用許可先	所在場所(用件・会館名称)			面積 (m ²)等	当初開始年月日	終了年月日	使用許可	更新周期	使用料 水賃 負担	使用目的(使用施設)
		名稱	所在地	地							
19 行政経営部	資産経営室	総務部(危機管理室)	千里丘北小学校	千里丘北1番30号	1ヶ所	H27(2015).4.1	H29(2017).3.31	2年	無償	無	一時避難地・避難所標識板
20 行政経営部	資産経営室	総務部(危機管理室)	千里丘北小学校	千里丘北1番30号	1ヶ所	H27(2015).4.1	H29(2017).3.31	2年	無償	無	防災行政無線
21 行政経営部	資産経営室	総務部(危機管理室)	要津第一小学校ほか小・中学 校12校	江坂町1丁目15番42号ほか	13ヶ所	H27(2016).2.27	H29(2017).3.31	2年	無償	無	海抜表示看板
22 行政経営部	資産経営室	総務部(危機管理室)	吹田第一小学校ほか小・中学 校67校園	元町30番35号ほか	68ヶ所	H26(2014).4.1	H29(2017).3.31	3年	無償	無	一時避難地・避難所標識板
23 行政経営部	資産経営室	総務部(危機管理室)	吹田第一小学校ほか小・中学 校52校	元町30番35号ほか	57ヶ所	H26(2014).4.1	H29(2017).3.31	3年	無償	無	防災行政無線・個別受信機
24 行政経営部	資産経営室	市民部(市民課)	萬野台小学校	萬野台2丁目16番1号	1ヶ所	H25(2013).4.1	H31(2019).3.31	3年	無償	無	住居表示町名街区案内板
25 行政経営部	資産経営室	市民部(市民自治推進室)	吹田第二小学校	泉町3丁目15番18号	1室	H25(2013).10.20	H29(2017).3.31	1年	無償	無	商品の保管
26 行政経営部	資産経営室	市民部(市民自治推進室)	施設第二幼稚園跡施設・北山 田幼稚園跡用地	岸部北1丁目12番1号ほか	1,240.00	H7(1995).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	地域住民の交流施設
27 行政経営部	資産経営室	市民部(市民自治推進室)	千里第二小学校	千里山松が丘25番1号	1ヶ所	H29(2017).3.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	資材の保管のための物置
28 行政経営部	資産経営室	市民部(市民自治推進室)	千里第二小学校	千里山松が丘25番1号	1ヶ所	H25(2014).5.1	H30(2018).3.31	3年	無償	無	千里山松が丘自治会掲示板
29 行政経営部	資産経営室	都市基盤部(文化スポーツ推進室)	吹田第一小学校ほか小・中学 校52校	元町30番35号ほか	1ヶ所	H29(2005).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	学校体育施設利用料用管理人室 ナイト一泊設置用管理人室
30 行政経営部	資産経営室	福祉部(福祉総務課)	千里第二小学校	千里山松が丘25番1号	1ヶ所	H25(2013).5.31	H29(2017).3.31	1年	無償	無	資材の保管のための物置
31 行政経営部	資産経営室	環境部(環境保全課)	豊津中学校	垂水町3丁目32番30号	1ヶ所	H28(2016).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	大気汚染判定局の設置
32 行政経営部	資産経営室	地域教育部(まなびの支援課)	吹田第二小学校	泉町4丁目15番18号	1室	H7(1995).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	備品の保管
33 行政経営部	資産経営室	環境部(資源循環エコリギーランターン)	千里丘中学校	青葉丘南15番1号	1ヶ所	H23(2011).5.9	H31(2019).3.31	3年	無償	無	環境調査(大気汚染測定器等の設 置)
34 行政経営部	資産経営室	地域教育部(青少年室)	千里たけみ小学校ほか小学校 7校	竹見谷3丁目3番1号ほか	7室	H20(2008).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	太陽の広場占有牧室及び倉庫
35 行政経営部	資産経営室	環境部(事業課)	吹田第二小学校ほか小・中学 校13校	泉町5丁目15番8号ほか	14基	H26(2014).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	埋物鑑定料(民俗文化財、市内追跡 出土遺物等)の保管
36 行政経営部	資産経営室	地域教育部(文化財保護課)	岸部第一小学校・岸部第二小 学校	岸部中2丁目19番1号ほか	5室	H19(2007).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	留守家庭児童育成室の設置
37 行政経営部	資産経営室	地域教育部(放課後子ども育成課)	吹田第一小学校ほか19校園	元町30番35号ほか	26室	H7(1995).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	埋物鑑定料(民俗文化財、市内追跡 出土遺物等)の保管
38 行政経営部	資産経営室	都市計画部(開発審査室)	佐竹台幼稚園	佐竹台12番1号	1ヶ所	H26(2014).4.1	H29(2017).3.31	3年	無償	無	建築協定区域規制看板
39 行政経営部	資産経営室	都市計画部(計画調整室)	第二中学校	岸部北1丁目2番1号	1室	H18(2006).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	資料の保管

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No.3

※網掛けは使用許可先が市以外かつ使用料が無償のもの

担当所管名	使用許可先	所在場所(用地・建物名称)		面積 (㎡)等	使用料		更新周期	使用料	光熱 水費 食料	使用目的(使用施設)
		名 称	所 在 地		当初開始年月日	終了年月日				
40 行政経営部 資産経営室	土木部（道路室）	藤白台小学校ほか13校	藤白台3丁目3番1号ほか	1.4ヶ所	H22(2010).4.1	H29(2017).3.31	5年	無償	無	吹田市復興基準点占用
41 行政経営部 資産経営室	土木部（道路室）	古江台小学校ほか22校	古江台5丁目6番1号ほか	2.3ヶ所	H22(2010).4.1	H29(2017).3.31	5年	無償	無	吹田市2級基準点占用
42 行政経営部 資産経営室	下水道部（水再生室）	豊津第二小学校	江坂町2丁目5番1号	1ヶ所	H15(2003).4.1	H30(2018).3.31	3年	無償	無	下水処理場の雨水貯留槽及び雨量監視局の設置監視を行つたための雨量監視局の設置
43 行政経営部 資産経営室	下水道部（水循環室）	岸部第二小学校	岸部北4丁目13地先	1ヶ所	H25(2013).12.9	H31(2019).3.31	3年	無償	無	水路への転落防止柵
44 行政経営部 資産経営室	下水道部（水循環室管理担当）	千里第二小学校、山田第一小学校	千里山松が丘25番1号ほか	2ヶ所	H12(2000).4.1	H31(2019).3.31	3年	無償	無	雨量監視局設置
45 行政経営部 資産経営室	下水道部（水循環室管理担当）	山田第三小学校ほか小学校2校、中学校3校	山田西1丁目27番13号ほか	6ヶ所	H28(2016).4.1	H31(2019).3.31	3年	無償	無	吹田市公共下水道管路設
46 行政経営部 資産経営室	水道部（工務室）	山手小学校	山手町2丁目1番	1ヶ所	H28(2016).9.1	H31(2019).3.31	3年	無償	無	水道事業の用に供する給水管の設置
47 行政経営部 資産経営室	水道部（浄水室）	吹田東小学校ほか2校	幸町20番1号ほか	3ヶ所	S48(1973).4.1	H30(2018).3.31	3年	無償	無	各給水モニターでの水圧及び水質監視
48 市民部 山田出張所	道路公園部（道路室）	山田出張所	山田西2丁目5番1号	1.40	H16(2004).3.12	H30(2018).3.31	3年	無償	無	道路滑滞道具等収納物置
49 市民部 山田出張所	道路公園部（道路室）	山田出張所	山田西2丁目5番1号	0.01	H7(1995).12.20	H32(2020).11.30	5年	無償	無	震災復興に伴う測量基準点
50 市民部 山田出張所	環境部（事業課）	山田出張所	山田西2丁目5番1号	1.31	H25(2013).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	ペットボトル、牛乳パックの回収容器
51 市民部 千里丘出張所	環境部（環境改修室）	山田出張所	山田西2丁目5番1号	0.60	H27(2015).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	施食用油回収ストッカー
52 市民部 千里丘出張所	環境部（事業課）	千里丘出張所	千里丘上14番30号	0.64	H25(2013).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	ペットボトルの回収容器
53 市民部 千里丘出張所	タイムズ24（株）	千里丘出張所附帯駐車場	千里丘上14番30号	120.00	H25(2013).3.25	H29(2017).3.31	1年	有償	有	千里丘出張所、千里丘市民センター及び千里丘園農園利用者用機器駐車場
54 市民部 千里丘出張所	環境部（環境改修室）	千里丘出張所	千里丘上14番30号	0.30	H27(2015).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	施食用油回収ストッカー
55 市民部 千里丘出張所	日本製鉄（株）近畿支社	千里ニュータウンプラザ	津森台1丁目2番1号	167.13	H24(2012).7.1	H29(2017).3.31	1年	有償	有	郵便局
56 市民部 千里丘出張所	吹田南千里PFI（株）	千里ニュータウンプラザ	津森台1丁目2番1号	34.42	H24(2012).9.1	H29(2017).3.31	1年	有償	有	飲食スペース
57 市民部 文化活動室	吹田市芝しへ地域人権協会	文文化活動室内	吹田市芝1丁目2番2号	69.00	H14(2002).4.1	H25(2017).3.31	5年	無償	無	事務所
58 市民部 交流活動館	環境部（事業課）	交流活動館	海部中1丁目22番2号	0.64	H25(2013).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	ペットボトルの回収容器
59 市民部 男女共同参画センター	都市魅力部（文化スポーツ推進室）	男女共同参画センター	出口町2番1号	55.50	H26(2016).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	寄託物（総額）
60 市民部 男女共同参画センター	環境部（環境改修室）	男女共同参画センター	出口町2番2号	0.3024	H28(2016).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	無	施食用油の回収ストッカー

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No.4

※網掛けは使用許可先が市以外かつ使用料が無償のもの

平成28年3月31日現在

担当所管名	使用許可先	所在場所(用地・会館名)	面積(m ²)等		使用許可		更新周期	使用料	光熱水費食料	使用目的(使用施設)
			名 称	所 在 地	当初開始年月日	終了年月日				
61 市政課 （一社）吹田市活性化室	吹田市農業者	吹田市農業者	三井ビル1階	17,33 H16(2006)-3.2 H29(2017) .3.31	無償	有	年間	無償	有	機械式駐車場
62 市民部 市民生活推進室	株式会社スズ（株）	山田ふれあい文化センター	山田東7丁目3番地の2	26,50 H5(1993)-4.1 H29(2017) .3.31	無償	無	年間	無償	無	集合バス乗降場留所
63 市民部 市民自治推進室	水道部(浄水室)	内木町コミュニティセンター 敷地	内木町2丁目700番3	11,56 H15(2003)-2.5 H30(2018) .3.31	無償	有	年間	給水モニタ一装置	無	無
64 市民部 市民自治推進室	堺市南区自治会	内木町コミュニティセンター 敷地	内木町2丁目700番3	H2(2000)-4.3 H29(2017) .3.31	自転車	無	年間	無償	無	展示板
65 市民部 市民自治推進室	タイムズ2・4（株）	千里丘市民センター附帯駐車場	千里丘上14番3号	219,32 H25(2013)-3.25 H29(2017) .3.31	1年	有償	年間	千里丘出張所、千里丘市民センター及び千里丘団体館利用者用機械駐車場	無	無
66 市民部 市民自治推進室	環境部（事業課）	津雲台市民ホール敷地	津雲台4丁目1番1号(まか	9小所 H25(2013)-4.1 H29(2017) .3.31	1年	無償	年間	牛乳回収容器	無	無
67 市民部 市民自治推進室	環境部（環境政策室）	藤白台市民ホール敷地	藤白台2丁目9番1号	3,02 H26(2014)-4.1 H29(2017) .3.31	1年	無償	年間	廢食用油回収ストッカー	無	無
68 都市整備部 地域整備振興室	(独) ぶくぶく福祉社会	昭和町12番1号	昭和町12番1号	54,00 H13(2007)-10.1 H29(2017) .3.31	1年	有償	年間	喫茶室	無	無
69 都市整備部 地域経済振興室	(株) コナミスポーツクラブ	昭和町立労働者会館	昭和町12番1号	2,03 H26(2013)-4.1 H29(2017) .3.31	1年	無償	年間	貸しロッカー（大型）	無	無
70 都市整備部 消防本部	消防部（事業課）	昭和町12番1号	昭和町12番1号	3,96 H21(2009)-11.24 H31(2019) .3.31	3年	無償	年間	可搬式小型動力ポンプ格納庫	無	無
71 都市整備部 地域整備振興室	シティプロモーション 推進室	吹田市情報発信プラザ （一社）吹田市活性化室	千里万博公園2周年記念 EXPO CITY 1階	7,42 H27(2015)-11.16 H29(2017) .3.31	1年	有償	年間	観光商品の販売、企業展示会の事務所	無	無
72 都市整備部 文化スポーツ推進室	（公財）吹田市文化振興事業団	文化会館内	泉町2丁目29番1号	263,37 S60(1985)-4.1 H29(2017) .3.31	1年	有償	年間	レストラン	無	無
73 都市整備部 文化スポーツ推進室	（公財）吹田市国際交流協会	千里ニュータウンプラザ内	津雲台1丁目2番1号	253,11 H24(2012)-9.3 H29(2017) .3.31	1年	有償	年間	事務所及び会議室等	無	無
74 都市整備部 文化スポーツ推進室	（公社）吹田市高齢者会	中の島スポーツグラウンド 吹田市高齢者会	中の島の島の運動場	20,00 H8(1994)-3.3 H29(2017) .3.31	年間	無償	年間	事務所	無	無
75 都市整備部 文化スポーツ推進室	タイムズ2・4（株）	吹田市立山田市民体育馆	山田西3丁目8番1号	1,975,00 H22(2010)-10.1 H29(2017) .3.31	1年	有償	年間	機械管理式時間貸駐車場	無	無
76 都市整備部 文化スポーツ推進室	タイムズ2・4（株）	吹田市立日根市民体育馆	日根町11番1号	3,365,00 H22(2010)-10.1 H29(2017) .3.31	1年	有償	年間	機械管理式時間貸駐車場	無	無
77 都市整備部 文化スポーツ推進室	消防本部	吹田市立日根市民体育馆	日根町1番1号	3,96 H22(2010)-11.15 H31(2019) .3.31	3年	無償	年間	可搬式小型動力ポンプ格納庫1棟	無	無
78 都市整備部 文化スポーツ推進室	（公社）吹田市体育協会	吹田市立山田市民体育馆	吹田市立山田市民体育馆	3,96 H26(2014)-4.1 H29(2017) .3.31	3年	無償	年間	新千里競輪の運営会場（吹田市立山田市民体育馆）	無	無
79 都市整備部 文化スポーツ推進室	大庭元	吹田市立山田市民体育馆	吹田市立山田市民体育馆	122,00 H23(2013)-3.3 H29(2017) .3.31	3年	無償	年間	新千里競輪の運営会場（吹田市立山田市民体育馆）	無	無
80 都市整備部 文化スポーツ推進室	環境部（事業課）	片山市民体育馆	出口町3番2号ほか	8か所 H26(2014)-4.1 H29(2017) .3.31	1年	無償	年間	ペットボトルの回収容器	無	無

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No.5

※網掛けは使用許可先が市以外かつ使用料が無償のもの

平成29年3月31日現在

担当所管名	使用許可先	所在場所（用地・会館名称）		面積 (m ²)等	使用許可		更新周期	使用料	光熱 水費 食費	使用目的（使用施設）
		名称	所 在 地		当初開始年月日	終了年月日				
82 都市緑化部 文化スポーツ推進室	上田商店	片山市民プールほか施設	出口町31番1号ほか	2万㎡ H28(2016).7.1 H29(2017).3.31	1年	有償 有	夏期プール売店設置			
83 都市緑化部 文化スポーツ推進室	吹田市体育協会、ミズノ、南海セービスグループ	片山市民体育館ほか施設	出口町31番2号ほか	5万㎡ H25(2013).9.1 H29(2017).3.31	1年	有償 無	物販に伴う売店			
84 都市緑化部 文化スポーツ推進室	保健センター	片山市民体育馆ほか施設	出口町31番2号ほか	7万㎡ H27(2015).4.1 H29(2017).3.31	2年	無償 無	健康管理拠点拡大モデル事業			
85 児童部 子育て支援課	行政経営部（情報収集室）	旧吹田市立いすみ母子ホーム	泉町2丁目11番42号	1,480.65 H26(2014).6.1 H29(2017).3.31	3年	無償 有	吹田市基幹システム再構築事業			
86 消防部 消防団体会館	（協）吹田市消防団体会館会	結合消防金庫	出口町31番2号	260.30 S2(2007) H26(2017).3.31	1年	無償 有	事務所			
87 消防部 千里ニュータウン地区保育会	千里ニュータウンアーバン	千里ニュータウンアーバン	千里ニュータウンアーバン	31,099.97(2015) 9月 H28(2017).3.31	1年	無償 有	再生医療センター			
88 消防部 消音器止金	（協）東京地場保育会	千里山西テラスイタリアン	千里山西テラスイタリアン	191.00 H42(2000) A H29(2017).3.31	1年	無償 無	住宅介護支援事業所等			
89 消防部 消音器止金	千里山西2丁目自治会	千里山西テラスイタリアン	千里山西テラスイタリアン	1,066 H21(2008) 2月 H29(2017).3.31	1年	無償 無	自主防災用資機材保管庫			
90 消防部 消音器止金	千里山西2丁目自治会	千里山西2丁目自治会	千里山西2丁目自治会	3,92 H21(2009) 6月 H29(2017).3.31	1年	無償 無	自主防災用資機材保管庫			
91 消防部 消音器止金	（協）吹田みどり協議会	萬葉台アーバスモーターサイクル	萬葉台アーバスモーターサイクル	82.53 H15(2013) 4月 H29(2017).3.31	1年	無償 有	住宅介護支援事業所			
92 消防部 消音器止金	（協）吹田市社会福利協議会	内本町アーバスモーターサイクル	内本町アーバスモーターサイクル	6,00 H24(2012) 4月 H29(2017).3.31	1年	無償 有	住宅介護支援事業所			
93 健康医療部 保健センター	（一社）吹田市医師会	保健会館内	出口町38番2号	30,00 S32(1987) 4月 H29(2017).3.31	1年	無償 無	事務室			
94 健康医療部 保健センター	（一社）吹田市歯科医師会	保健会館内	出口町38番2号	30,50 S32(1987) 4月 H29(2017).3.31	1年	無償 無	事務室			
95 健康医療部 保健センター	（一社）吹田市薬剤師会	保健会館内	出口町38番2号	23,00 S32(1987) 4月 H29(2017).3.31	1年	無償 有	事務室			
96 環境部 環境政策室	（株）三原組	南工場跡地	川岸町4681-1	324.00 H27(2015).1.8 H29(2017).3.31	1年	有償 無	市内公共工事に伴う資機材等仮置場			
97 環境部 環境政策室	吹田市水道・土木事業協同組合	南工場跡地	川岸町4681-1	330.00 H27(2015).2.1 H29(2017).3.31	1年	有償 無	市内公共工事に伴う資機材等仮置場			
98 環境部 環境政策室	吹田市水道・土木事業協同組合	南工場跡地	川岸町4681-1	330.00 H27(2015).9.1 H29(2017).3.31	1年	有償 無	市内公共工事に伴う資機材等仮置場			
99 環境部 環境政策室	吹田市水道・土木事業協同組合	南工場跡地	川岸町4681-1	330.00 H28(2016).9.1 H29(2017).3.31	1年	有償 無	市内公共工事に伴う資機材等仮置場			
100 環境部 環境政策室	（株）大橋工業	南工場跡地	川岸町4681-1	340.30 H27(2015).6.1 H29(2017).3.31	1年	有償 無	市内公共工事に伴う資機材等仮置場			
101 環境部 地域環境課	若1～3歳児全般保育室	吹田市立保育室	やまとさわ保育室	153.00 H26(2008) 4月 H29(2017).3.31	1年	無償 有	事務室			
102 環境部 環境保全課	地域教育部（文化財保護課）	環境監視干渉	南吹田2丁目12番47号	226.90 H29(2017).1.5 H29(2017).3.31	1年	無償 無	博物館資料（民俗文化財、市内遺跡出土遺物等）の保管			

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No. 6

※網掛けは使用許可先が市以外かつ使用料が無償のもの

平成28年3月31日現在

担当所管名	使用許可先	所在場所(用地・会館名稱)			面積 (m ²)等	使用許可 当初開始年月日	終了年月日	更新周期	使用料 水費負担	使用目的(使用施設)
		名 称	所 在 地	面積 (m ²)等						
103 環境部	事業課 環境部(被許連別工場)	事業課業務グループ	川岸町20番1号	50.00 H17(2005).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	アームロール車用コンテナの一時保管		
104 環境部	事業課 (資源循環工場運営)	事業課業務グループ	川岸町20番1号	9.72 H18(2006).8.1	H29(2017).7.31	1年	無償	PCG施設物の一時保管		
105 環境部	事業課 環境部(地域環境課)	事業課業務グループ	川岸町20番1号	35.00 H21(2009).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	薬剤及び薬剤分析器具、機器文書の一時保管		
106 環境部	事業課 環境部(地域環境課)	事業課業務グループ	川岸町20番1号	49.00 H21(2009).9.1	H29(2017).3.31	1年	無償	違法屋外広告物の一時保管		
107 環境部	事業課 環境部(環境保全課)	事業課業務グループ	川岸町20番1号	48.00 H25(2013).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	蓋架、資器材、書類等の一時保管		
108 環境部	事業課 土木部(道路室)	事業課業務グループ	川岸町20番1号	40.00 H17(2005).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	不法投棄された家電リサイクル法に定めた指定品目の一時保管		
109 環境部	事業課 環境部(環境保全課)	事業課業務グループ	川岸町20番1号	5.22 H2(2011).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	地下水面監視用		
110 環境部	事業課 吹田市選挙管理委員会	事業課業務グループ	川岸町20番1号	219.00 H24(2012).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	有選挙関係諸物品の一時保管		
111 環境部	事業課 (株)日本瓦斯道路保有・整備技術開発 東京支社	事業課業務グループ	千里万博公園内 敷地(面積3.65ha)	35.00 S54.1.5.50.2.	H34(2022).3.3	8年	無償	中型自動車用油田シングルヨン搬送		
112 環境部	事業課 大阪支社(直営)	事業課業務グループ	千里万博公園内 敷地(面積3.65ha)	2.35 H26(2014).7.1	H30(2018).3.3	3年	無償	争奪競争用車両の一時的工業用水道工事		
113 都市計画部	住宅政策室	(福) ぶくぶく福祉社会	市営千里山東住宅	132.20 H10(1998).4.1	H29(2017).3.31	1年	有償	知的障害者のグループホーム		
114 都市計画部	住宅政策室	(福) さつき福祉社会	市営千里山西住宅	125.20 H11(1999).5.7	H29(2017).3.31	1年	有償	知的障害者のグループホーム		
115 都市計画部	住宅政策室	地政教習部(まなびの支援課)	市営千里山西住宅敷地内	18.83 H22(2010).12.22	H30(2018).3.31	3年	無償	千三地区公民館の通行路		
116 土木部	総務交通室	緊急バス(株)	JR吹田駅前北自転車駐輪場	18.15 H23(2011).5.29	H29(2017).3.31	1年	有償	阪急バス系内外及び定期券販売所		
117 土木部	総務交通室	公社・吹田市シリバーリサイクルセンター	市営千里山東住宅	50.56 H24(2012).6.1	H29(2017).3.31	1年	無償	作業所		
118 土木部	総務交通室	(株)ウエストエネルギーソリューション	JR吹田駅前中央自転車駐車場	171.90 H28(2016).6.6	H29(2017).3.31	1年	有償	太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの蓄及供給		
119 土木部	総務交通室	(株)ウエストエネルギーソリューション	JR吹田駅前西自転車駐車場	171.00 H28(2016).8.6	H29(2017).3.31	1年	有償	太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの蓄及供給		
120 土木部	総務交通室	(株)ウエストエネルギーソリューション	阪急山田駅前5丁目1番5号	190.00 H28(2016).7.21	H29(2017).3.31	1年	有償	太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの蓄及供給		
121 土木部	総務交通室	(株)ウエストエネルギーソリューション	阪急山田駅前4丁目1番25号	224.00 H28(2016).7.21	H29(2017).3.31	1年	有償	太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの蓄及供給		
122 土木部	地域整備推進室	都市魅力部(地域経済振興室)	市営千里山東	291.00 H24(2012).4.1	H29(2017).3.31	1年	無償	農作業体験事業		
123 下水道部	K再生室	川岸町20番1号内	川岸町20番1号内	255.66 H4(2020).6.1	H29(2017).3.31	1年	無償	廻り所		

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No.7

平成28年3月31日現在

担当所管名	使用許可先	所在場所(用地・会館名等)		面積 (m ²)等	当初開始年月日	終了年月日	使用許可	更新周期	使用料 水賃負担	使用目的(使用施設)
		名 称	所 在 地							
21 下水道部 水再生室	「新田」自販	南吹田下水処理場内 南吹田下水処理場内	南吹田丁目3番5号	40.00 H20(1990.5.1)~H29(2017.3.31)		1年	無償	無	無	無
125 下水道部 水再生室	環境部（環境保全課）	川園ポンプ場内	南高浜町33番1号	15.29 H3(1991.4.1)~H29(2017.3.31)	1年	無償	有	大気汚染制限局		
126 下水道部 水再生室	「新田」自販	川園ポンプ場内	南高浜町22番1号	195.00 H6(1994.3.1)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	自動車及び歩行者		
127 下水道部 水再生室	地域教育部（文化財保護課）	南吹田下水処理場内	南吹田5丁目35番	0.71 H20(2006.4.1)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	埋蔵文化財説明板		
128 下水道部 水再生室	大東製造（株）	南吹田下水処理場内	南吹田5丁目33番1号	45.93 H3(1991.4.1)~H29(2017.3.31)	1年	有償	無	通路		
129 下水道部 水再生室	消防本部	南吹田下水処理場内	南吹田5丁目34番3号	5.00 H8(1996.7.15)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	可動式小型動力ポンプ格納庫		
130 下水道部 水再生室	地域教育部（青少年クリエイティブセンター）	正雀前処理場内	岸部中1丁目9番の5	93.98 H6(1994.9.27)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	自動車進入路		
131 下水道部 水再生室	給務部（人事室）	南吹田下水処理場内	南吹田5丁目35番	15.00 H26(2014.4.1)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	職員用スクの保管		
132 下水道部 水再生室	「新田」自販	南吹田下水処理場内	南吹田5丁目35番	8.94 H3(2012.4.1)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	通路		
133 下水道部 水再生室	都市魅力部（文化スポーツ推進室）	南吹田下水処理場内	南吹田5丁目35番	6,920.38 H24(2012.4.1)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	体育馆、道路、駐車場		
134 下水道部 水再生室	環境部（事業課）	川面下水処理場内	川岸町22番1号	2.00 H25(2013.4.1)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	ペットボトル回収容器		
135 学校教育部 教職員課	旧洋部第二幼稚園跡の施設	岸部北4丁目12番1号	46.00 H19(2007.9.1)~H29(2017.3.31)	6か月	有償	無	可燃式小型動力ポンプ格納庫			
136 地域教育部 まなびの支援課	吹田教職員組合	豊一地区公民館	垂水町3丁目15番35号	7.54 H18(2006.4.13)~H31(2019.3.31)	3年	無償	無	地被住民が防犯活動をする際に使用する機器施設		
137 地域教育部 まなびの支援課	経営部（危機管理室）	岸二地区公民館	岸部北4丁目15番20号	9.90 H22(2010.6.10)~H31(2019.3.31)	3年	無償	無	吹田市消防団山田分団別所規約所		
138 地域教育部 まなびの支援課	消防本部	山一地区公民館	山田東2丁目33番1号	70.00 H22(2010.4.1)~H31(2019.3.31)	3年	無償	無	吹田市地域における防災行政無線運用のため		
139 地域教育部 まなびの支援課	経営部（危機管理室）	豊六地区公民館ほか地区公民館	南端町4丁目1番1号ほか	2階 H28(2016.2.1)~H31(2019.3.31)	3年	無償	無	吹田市地域における防災行政無線運用のため		
140 地域教育部 まなびの支援課	経営部（危機管理室）	豊二地区公民館	豊津町4丁目1号	1階 H29(2017.4.1)~H32(2020.3.31)	3年	無償	無	吹田市地域における防災行政無線運用のため		
141 地域教育部 まなびの支援課	環境部（事業課）	吹二地区公民館	泉町3丁目15番19号ほか	2.4階 H25(2013.3.22)~H29(2017.3.31)	1年	無償	無	牛乳パック、ペットボトルの回収容器		
142 地域教育部 まなびの支援課	保健センター	吹二地区公民館	泉町3丁目15番19号ほか	20階 H27(2015.4.1)~H29(2017.3.31)	2年	無償	無	複数管理拠点拡大モデル事業		
143 地域教育部 中央図書館	タイムズ24（株）	千里丘図書館附帯駐車場	千里丘上14番33号	186.80 H25(2013.3.25)~H29(2017.3.31)	1年	有償	有	千里丘出張所、千里丘市民センター及び千里丘図書館利用者用搬送式駐車場		
144 地域教育部 中央図書館	株式会社図書流通センターハンディ版支社	吹田市立千里図書館	津雲台1丁目2番1号	0.32 H26(2014.5.1)~H29(2017.3.31)	1年	有償	有	ブックシャワー		

※網掛けは使用許可先が市以外かかつ使用料が無償のもの

平成28年度（2016年度）行政財産の目的外使用一覧 No.8

※緑掛けは使用許可先が市以外かかつ使用料が無償のもの

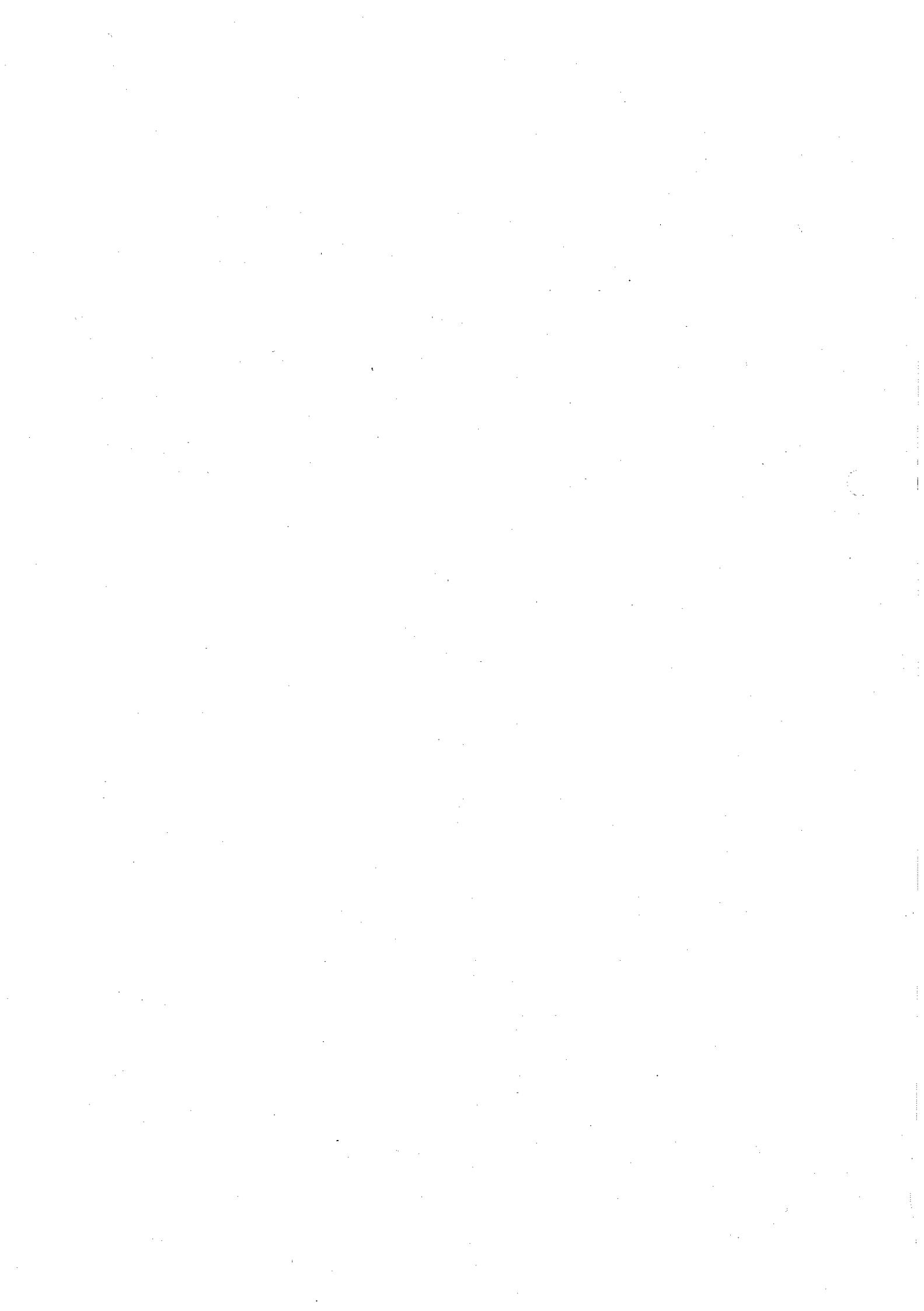
平成29年1月31日現在

担当所管名	使用許可先	所在場所（用地・会館名称）		面積 (m ²)等	当初開始年月日	終了年月日	使用許可	更新周期	使用料 水賃負担	光熱費	使用目的（使用施設）
		名 称	所 在 地								
145 地域教育部	中央図書館	環境部（環境政策室）	吹田市立中央図書館	出口町18番9号	0.30 H26(2014) .10 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	施食用油回収ストッカー
146 地域教育部	中央図書館	環境部（環境政策室）	吹田市立千里山・佐井寺図書館	千里山松が丘25番2番	0.30 H26(2014) .4 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	施食用油回収ストッカー
147 地域教育部	中央図書館	環境部（環境政策室）	吹田市立千里山・佐井寺図書館	千里山松が丘25番2番	0.64 H26(2014) .4 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	ベットボトル回収容器
148 地域教育部	青少年室	学校教育部（吹田市立教育センター）	吹田市自然体験交流センター (旧管理事務所棟)	藤白台5丁目20番1号	182.21 H4(1992) .7 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	「光の森」活動事業の事務所及び教室内
149 地域教育部	青少年室	環境部（環境政策室）	吹田市立子育て青少年発点夢 つながり未来舎	山田西4丁目2番13号	0.30 H26(2014) .10 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	施食用油回収ストッカー
150 消防本部	消防予防室	吹三地区連合自治会	安曇川沿岸会館	吹三地区連合自治会	142.90 H19(2007) .4 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	施用料金支障金支給
151 消防本部	消防予防室	環境部（事業課）	吹田市消防本部・西消防署合 同庁舎ほか4施設	工坂町1丁目21番6号ほか	0.64 H25(2013) .4 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	ベットボトルの回収容器
152 消防本部	消防予防室	給湯室（危機管理体制）	南消防署南出張所	南正雀4丁目4番8号	H27(2015) .4 .1	H29(2017) .3 .31	1年	無償	無	無	防災啓発用表示板

(注) 自動販売機、監視カメラ又は電柱、郵便ポスト等の道路占用料徴収条例に準ずるものは除く。

行政財産、普通財産の使用に係る過去の本会議での発言（抜粋）

- ・平成29年11月定例会 吹田市議会会議録第3号
- ・平成30年2月定例会 吹田市議会会議録第4号
- ・平成30年5月定例会 吹田市議会会議録第6号
- ・平成30年5月定例会 吹田市議会会議録第7号



吹田市議会会議録 3号

平成29年（2017年）12月6日（第3日）

エネシスオブエンターテイメントは、車椅子ダンスなどを通して、障がいのある人とない人の共通の生きがいづくりを目指す市民活動グループです。全国大会優勝経験者を擁して、車椅子ダンス教室を開いているほか、学校などの教育機関や企業研修会で車椅子ダンスを披露し、人生経験を語る講師を派遣しています。現在、会員は障がいのある人、ない人、そして10代から70代の方がおられ、小、中、高などの教育機関に800回招かれて、芸術的な車椅子ダンスを披露し、講演をされています。

特徴は、障がいのない人も、どんな思いでやっているか話す点です。お手伝いではなく、仲間としてやっていることを伝え、身の回りにある人間関係や生き方を考えるきっかけにしてもらえばとの思いで、ともに生きるはどういうことか、問題を提起されています。実際に車椅子ダンスを体験した後、競技大会で日本チャンピオンに輝いたことのあるダンサーが、障がいがあることでいじめられて、学校に居場所がなく、みずから命を絶とうとしたとき、寄り添ってくれた友人のおかげで壁を乗り越えられた体験を講演します。

この取り組みのように、障がいのある芸術家、スポーツ選手など、障がいのある人との交流を深める取り組みが、心のバリアフリー、偏見を持たない教育を進めるには有効ではないでしょうか。

本市も、文化芸術による子供の育成事業を活用し、心のバリアフリー教育を進められたらと考えますが、市長並びに担当理事者の御見解をお聞かせください。

○藤木栄亮議長 学校教育部長。

○羽間 功学校教育部長 本市におきましては、多くの学校で吹田市社会福祉協議会、地区福祉委員会の協力のもと、車椅子や白杖、アイマスクを使って、障がいのある方や高齢者の感覚を疑似体験したり、当事者の方からお話を聞いたりする授業を行っています。また、昨年度、中学校では、大阪府によるパラリンピックに関連する事業に参加し、車椅子バスケットを通して、障がいのある方の生き方に触れる取り組みが行われております。

今後は、車椅子ダンスや文化庁が主催している文化芸術による子供の育成事業の活用についても周知

し、障がいのある方と交流を深めることを通して、心のバリアフリー教育を進めてまいります。

以上でございます。

○藤木栄亮議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 私も先般、直接車椅子ダンスの存在を知ることができました。障がいを持つことで制限をされるであろう活動につきまして、健常者はそれぞれに想像してしまいます。一方で、障がいを持つてもできること、その可能性について想像することは、そう簡単ではありません。その意味で、車椅子生活になんでもチャレンジをしている姿を目の当たりにすること、また決してスポーツのみならず、芸術活動においても可能性があるということを子供たちに伝えることは、とても大切なことだと思っております。

今後、このように多様なチャレンジ企画がありましたら、教育委員会と連携をして、御協力をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○藤木栄亮議長 30番 坂口議員。

(30番坂口議員登壇)

○30番 坂口妙子議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○藤木栄亮議長 議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時56分 休憩)

(午後1時 再開)

○野田泰弘副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。26番 榎内議員。

(26番榎内議員登壇)

○26番 榎内 智議員 大阪維新の会の榎内です。9月に堺市長選挙が行われました。残念ながら大阪維新の会の候補は破れ、現職の竹山氏が当選をされました。一見、この吹田市と関係なさそうな堺の市長ですが、反維新の市長同士、後藤市長と協力をし合っているようで、後藤市長はみずからの選挙の際には、竹山氏との2連ポスターも掲示するなどしてお

りましたし、このたびの堺市長選挙では、後藤市長は竹山氏の応援に駆けつけているわけでもあります。

維新の候補と戦っているという共通点があり、倒すためなら政策も理念も異なる者でも、右から左まで一緒になって戦う野合選挙を行うということは、後藤市長も竹山氏も同じで、とんでもない話であります。

しかしこれは、1点異なるのは、維新の会が掲げる政策との距離感であります。竹山氏は維新の会の候補と戦いながらも、みずからの報酬や退職金のカット、人件費カット、保育料の無償化、その他、この維新の政策を積極的に、このぱくりまくる、そういう姿勢をとっているわけでありますけれども、その点、私として竹山氏を評価する気はさらさらありませんけれども、この点については後藤市長とは正反対だなど、そのように感じるところであります。

吹田市においても改革を求める声があるにもかかわらず、後藤市長は無視し、むしろ後退させ、公務員のための行政運営に邁進をしています。市民からは、公務員をするなら吹田と皮肉めいた声すら上がっており、市長が誰であれ、公務員のためでなく、市民目線の行政改革が必要なことは確かだと思います。しっかりとお考えいただきたいと思います。

そして、行政改革について。

報酬につきまして、ことしも人事院勧告によって国家公務員の給与とボーナスがアップすることが見込まれている状況になっています。これによって本市も報酬アップする議案の提出を検討していると聞いております。仮に人事院勧告がある程度民間給与を反映したものだとしても、それは国の話でありまして、本市にも適用できる根拠はあるであります。これまで我が会派では、繰り返し申し上げておりますが、特に特別職については報酬等審議会を開催し、人事院勧告によるものであっても、その妥当性をしっかりと検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、退職金について、本市においては増加させた過去もあります。特に民間と比べ高額であることが指摘されているところであります。本市の退職金について、国家公務員及び民間と比較してどのよう

な状況でしょうか、お答えください。

次に、労働組合について。

さきの議会で取り上げました吹田市職員労働組合と革新懇の問題についてであります。職員会館をただで借りながら、共産党系団体の事務局としていたひどい話であります。さらには、特定の政権の打倒を呼びかけておりまして、自然に見れば、地方公務員法36条に違反している状況であります。この件につきましてはですね、退場させると、このように言われている政権・与党の皆さん、自民党の皆様、そしてまた公明党の皆さんもですね、ぜひともですね、これ知りていただきたいと、そのように思うところであります。

いつものですね、この改憲反対とか、そういう政策の主張や、またこのグレーなですね、ライン際の活動ではありません。明確にですね、特定の内閣に反対する目的を持って、認められない活動を認められない場所を利用して行ったことが、このように物的証拠、文書をもって明らかにされているわけであります。しっかりと正していかなければならぬと、そのように考えるわけであります。

そこで、さきの議会において、必要かつ十分な調査をする、といった御答弁ありましたので、その結果につきまして答弁を求めます。

次に、福祉関係の施策について。

今年度の当初予算においてケアマネジャーが作成するケアプランの内容が適正かどうかをチェックして抽出するシステムの導入が決まり、運用が始まっています。抽出の判定基準、件数と割合、今後の予定についてお答えください。

次に、その他としまして、国民健康保険の広域化について。

やっと本市も重い腰を上げ、進めていくとお聞きしております。そもそも医療保険制度については、より抜本的に制度として一元化を行っていくべきと考えますが、ともかく財政基盤が脆弱な国民健康保険を、安定的に広域で行っていくことは必要だと考えます。広域化にかじを切ることにしたこの間の経緯と、本市の主張について御説明をください。また、国保財政の状況、これに伴う市民の影響について御

答弁をお願いします。

次に、市立吹田市民病院の第2期中期目標について。

このたび議案が上程されております。本市は、平成32年度の中核市移行を目指し、保健所を運営することを踏まえ、準備が進められているところであります。提案されている病院の中期目標は、平成33年度末までの目標ですから、中核市移行後のスケジュールと重なるわけですが、驚くべきことに、この目標にはですね、この保健所のホの字もなく、この点について本市施策との連携が一切示されておりません。これはどういうことなのか、お答えください。

保健所業務の移行に関しての市民病院とのかかわり、これまでの検討会議や打ち合わせの経緯についてお答えください。

今後、保健所運営を行うことによって、本市が責任を持って進めていく必要がある分野、母子保健、難病、結核やHIV、その他感染症、精神保健等の対応は、保健所単独で実施できるのでしょうか。さまざまな状況において、病院との連携が必要になると考えますが、いかがでしょうか。

また、このたびの目標に示されております健都における市民病院の役割について御説明ください。

また、救急対応につきまして、市民意識調査の結果におきましても、市民が公立病院としての市民病院に求める役割として最も期待している、それは断つてこの救急医療であります。しっかりと市民のニーズに応えた運営を行っていただきなければなりません。近年の市民病院への救急搬送及び受け入れ状況についてお答えください。

昨日は、足立議員からも同様の指摘があったかと思ひますけれども、市民病院にはですね、多額の税金が投入をされているわけであります。医療過疎地であるわけでもない本市においては、より一層、市民病院の存在意義は何なのか、考えていただく必要があります。まずは、本市が政策的に進める医療、保健、福祉各分野の連携、政策の実施、そして徹底的に市民ニーズに応える運営であります。そうでなければ、本市が投入している税金は、ただの運営補

助金、ひいては他の病院から患者を奪う民業圧迫にすぎない、そんなものになってしまいます。

以上、1回目の質問を終わります。

○野田泰弘副議長 総務部長。

○小西義人総務部長 市長等常勤の特別職の報酬等につきましては、根幹部分である給料の月額については、昭和39年（1964年）5月28日付自治給第208号自治事務次官通知において、条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該報酬の額について特別職報酬等審議会の意見を聞かなければならないとされておりますが、社会情勢を一定反映させるために、一般職の改定に準じて行われる期末手当の支給率の改定につきましては、同審議会での検討になじまないものと考えております。

次に、本市の退職手当制度でございますが、国家公務員の退職手当制度に準拠しております。国家公務員の退職手当制度は、民間の支給水準との均衡が図られていますことから、同制度に準拠した本市の退職手当は、国家公務員及び民間と均衡が図られた適正な水準であると考えております。

なお、現在、国において、人事院勧告に伴う給与法の改正とあわせて、退職手当法の改正の審議が行われておりますが、本市におきましても、国の法案が成立次第、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、議員御指摘の、吹田市職員労働組合が生活と平和を守る吹田革新懇話会が主催する催しの事務局となり、また連絡先として当該組合の電話を利用させていたことにつきましては、本市から当該組合に対し、事情の聴取を行うとともに、職員会館の使用状況についての報告を求めたところ、当該組合及び当該懇話会より、本年11月28日付で回答を得たところでございます。

あわせて、本市が実態の調査を行った結果及び顧問弁護士とも法的な見解も含めて協議した結果から、本件事案につきましては、当該組合が独自に設置した電話回線であることから、地方公務員法第36条第2項第4号に規定する、地方公共団体の施設を利用させることには該当するものではなく、同条第2項のその他の規定におきましても、当該組合の電話番

号を当該懇話会の連絡先としていたこと自体につきましては、同項各号の行為に該当するものではないため、違法となるものではないと考えております。

また、職員が当該懇話会に係る電話の取り次ぎ事務を行うほか、当該懇話会の活動に参加していたといったとしても、政治活動の自由は憲法上の権利であり、地方公務員法第36条は、一律に職員の政治活動を禁止するものではございませんので、地方公務員法その他関係法令を遵守して政治活動を行う限りにおきましては、問題ないと考えております。

ただし、職員会館の使用許可の範囲は、本市の職員団体等の活動に関するものに限られると解されるべきであり、当該組合の事務所に当該懇話会の机や椅子を設置させていたものではないことから、事務所の転貸には当たらないものの、他の団体の業務に職員団体等の事務所を使用させることは、使用許可の範囲を超えているものと判断したところでござります。

しかしながら、催し物等において必要があるときのみ臨時に電話を使用させていたという範囲では、事務所の使用許可を取り消すほど、信頼関係が破壊されたとは言えないと考えております。

なお、当該組合からは、今後、当該懇話会の連絡先を当該組合事務所以外に改める旨の回答を得ているところでございます。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 今年度、介護給付適正化支援システムの導入により着手しました介護給付費等分析事業の実施状況につきまして御答弁申し上げます。

まず、システムを活用した分析といたしまして、利用サービスの種類や回数等を年齢別、介護度別等で分析し、今後の給付費見込み量に反映するなど、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた、さまざまなデータ推計等を進めているところでございます。来年度以降も、給付実績と計画値との比較、分析を行うなど、制度の安定的運営や持続可能性の確保に役立てていくこととしております。

また、ケアプランチェックといたしましては、初

年度においては、先行市での実績を参考に、通所介護と小規模多機能型居宅介護の二つのサービスにおける認知症加算についての点検を行うこといたしました。昨年度1年間に請求があった全データ約3万件について、加算要件である利用者の認知症レベルの情報との符合によりチェックを行ったところ、加算を算定していた約900件のうち、加算要件に該当しない可能性がある請求が約60件、約6%が抽出されております。現在、事業者に確認を行っており、精査の上では正を図ってまいりたいと考えております。

今後も、順次、国や他市町村の動向も踏まえ、訪問介護における生活援助の訪問回数の検証など、さまざまな観点でチェックを行い、ケアプランの適正化、質向上を図ってまいります。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 健康医療部長。

○乾 詮健康医療部長 まず、国民健康保険の広域化についてでございますが、平成27年（2015年）5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定され、都道府県は市町村とともに、保険者として国民健康保険を行うこととされており、平成30年4月から、国民健康保険の広域化が開始されます。

また、都道府県では、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、運営方針の策定が法律上定められており、各市町村から提出した意見や、パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえ、12月1日付で大阪府国民健康保険広域化運営方針が決定されました。

本市の主張としましては、長年保険者として行ってきた施策の経緯から、医療費の適正化の推進、多子・多人数世帯の適正な保険料の設定、賦課徴収権のあり方など、機会あるごとに府へ要望してまいりました。また、11月に提出しました法定の意見書の中でも、被保険者への影響を十分に分析、検証した上で、3年後の運営方針の見直しを必ず検討することを求めております。

国民健康保険事業の財政状況につきましては、国

民皆保険の根幹として、市町村国保が極めて重要な役割を果たしている一方で、加入者に低所得者や高齢者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えているため、今回の広域化に向けては、国は財政基盤の強化策として約1,700億円の追加公費の投入等を行った上で、財政の運営主体を都道府県が担うこととし、国民健康保険の持続可能な制度構築を図るものとなっております。

広域化に伴う市民への影響についてでございますが、本年10月に平成29年度の保険料試算が公表されました。まだ粗い試算であり、国の仮係数による平成30年度の標準保険料率及び事業費納付金の算定結果が今月中に、同じく確定係数による算定結果が来年1月に公表される予定ですので、それに基づく市独自の保険料のシミュレーション等、詳細な分析を今後行ってまいりたいと考えております。

次に、地方独立行政法人市立吹田市民病院についてでございますが、第2期中期目標は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間を期間としております。本市の中核市への移行につきましては、平成32年からの移行を目指しておりますが、現在まさに検討を進めている状況でございますので、第2期中期目標では中核市移行を前提とした記載はいたしておりません。今後、中核市への移行が正式に決定した後、市民病院との連携などについて協議、検討を行う中で、必要があれば中期目標への記載等を検討してまいりたいと考えております。

次に、北大阪健康医療都市（健都）における市民病院の役割についてでございますが、健都では、急性期の循環器疾患の診療を行う高度専門医療機関である国立循環器病研究センターと、総合病院である市民病院が隣接することになります。第2期中期目標においては、両病院が持つそれぞれの機能を生かした分担、連携を進めることにより、相乗的な価値向上を図ることをお示ししております。例えば、市民病院において循環器以外の複合的な疾患を有する患者への円滑な対応を行うことなどが想定されるものでございます。

最後に、救急車搬送の受け入れの実績についてでございますが、時間外の救急車搬送受け入れ率でお

答えしますと、平成27年度が82.6%、平成28年度が87.3%でございます。救急医療につきましては、市立病院の担うべき役割として重要なものだと認識しておりますことから、二次救急医療機関としての役割を十分に果たしていくよう、第2期中期目標において求めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 行政経営部長。

○福田 熱行政経営部長 中核市移行に伴う保健所業務の移管に関しましては、これまで検討会議等への市立吹田市民病院の参加はございませんが、市民病院との連携の可能性につきましては、今後、検討の必要があると考えております。

中核市移行後の市保健所の運営におきましては、基本的には保健所が中心となり市の関係部局と連携を図りながら、各種事業を推進することとなります。一方で、市民病院との連携に関しましては、府内の先行市では十分な連携が図られていない状況とお聞きしておりますが、例えば検査業務の委託や人事交流が可能かどうかなどについて協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 消防長。

○村上和則消防長 地方独立行政法人市立吹田市民病院への救急搬送者数につきましては、平成28年（2016年）の実績としまして、市内病床数及び診療科目の増加による影響も考えられますが、前年と比べて若干の減少となっております。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 26番 榎内議員。

（26番榎内議員登壇）

○26番 榎内 智議員 2度目の質問をさせていただきます。

市民病院の目標ですね、この保健所行政が含まれていない件につきましては、副市長にお尋ねしたいと思います。行政経営部におきましては、今後、検討の必要があるという御答弁がありました。税金を投げるこの市民病院においてはですね、本市の医療政策、このですね、実行が求められるわけあります。鳥インフルエンザや結核、大規模なこの感染

症などが発生した場合などは、さまざまな場面で、この保健所とこの市民病院は一体として、この事態の収束に取り組んでいただきなければなりません。例えば、そういう場面においてもそうですし、この連携が必要なことは当然あります。

また、中核市に移行して保健所を運営するメリットとしては、市はですね、この本市が進めようとするこの健都のまちづくり、市長の言う幸せによわいを重ねるこの幸齢社会の実現、健康寿命の延伸、さまざまんですね、この関連を挙げてきているわけであります。保健所と病院を初め、さまざまな各部署、施策をまとめてですね、一貫したこの目標、計画となるよう、副市長としてしっかりとこの御対応をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

また、この健都における市民病院の役割についても御答弁をいただきました。今回は、目標であり、計画はこれからだと思いますが、特に健都に関してはですね、大きなクレーンが並び、建設は進んでいます。ハードは進んでも、ソフトのほうは余り進んでいないように感じるわけであります。先ほども申し上げました幸齢社会云々、このキャッチフレーズだけですね、これどうやって実現していくのか。当初から申し上げておりますとおり、ソフトが重要であります。中核市移行と保健所とのメリット、そういったこともそうですし、そろそろこの市民にですね、具体的なメニュー、これをですね、しっかりと示していただく段階に来ていると思いますが、いかがでしょうか、副市長の答弁を求めます。

革新懇の問題につきまして、地公法36条第2項第4号には、この庁舎、施設を利用し、利用させることを明確に禁止をしております。電話のですね、この回線契約、これがですね、この組合が独自に設置したものだから、これは大丈夫だと、そういうような話はですね、そんなとんでもない言いわけは考えられないわけであります。そこにある職員会館にですね、電話を引いて、まさにそこを事務所としてやっているわけなんですから、そのようなことはおかしいと思いますので、これは撤回を求める。御答弁をお願いします。

また、市職労の事務所で行われたことから、この地公法36条に該当する本市職員がかわったというふうに見るのが自然であります。この点について、具体的な確認結果について答弁を求める。

1回目の答弁では、革新懇の事務所として使用させることは、使用許可の範囲を超えており、そのように判断したとの答弁であります。しかし、それだけですね、これに是正を求める行動、これをですね、市は行っていません。このようなことが許されるはずがありません。少なくとも文書で指摘し、是正と反省を促し、以後同様のことをすれば、目的外使用の解除を行うことなどを通達し、指導すべきであります。答弁を求める。

そもそも地方公務員法に違反している可能性が極めて高い、そして職員会館をただで貸しているのに、勝手にですね、政治的に偏った団体の事務局として使用する、このようなですね、職員労働組合に目的外使用許可を与えるべきではありません。市長におかれましては取り消しをし、退去してもらうようしていくべきと考えますが、いかがでしょうか、市長の答弁を求める。

以上、2回目の質問を終わります。

○野田泰弘副議長 健康医療部長。

○乾 詮健康医療部長 副市長にとのことでございますが、健康医療部より御答弁申し上げます。

地方独立行政法人市立吹田市民病院の果たすべき役割を確実に実施していただく中で、本市の保健福祉施策への協力、連携を行っていただくことが重要であり、中核市移行後にはより一層の連携、協力を図ることが必要になってくると考えております。

今回御提案しております第2期中期目標は、関係部署とも調整の上、策定しているものですが、今後、この目標を具体化していくに当たっては、庁内の関係部署や保健所としっかりと連携、協力を図り、実効性のあるものとしてまいりたいと考えております。

次に、健都におけるソフト事業につきましては、本年3月に北大阪健康医療都市健康・医療のまちづくり加速化プランを策定し、健康への意識を変え、新しいライフスタイルを創造する、医療イノベーションにより、循環器病の予防と制圧を実現する、健

康づくりと医療イノベーションの好循環で、地域の活力を創出するという三つの方針のもと、ソフト事業の取り組みの方向性について取りまとめております。

現在、本市は健都の地権者において、このプランに沿った具体的な取り組みについて検討しているところであり、各施設のオープンが近づく中で、さらに検討を進めるとともに、しっかりと進捗管理を行うことで、市民の皆様にも健都のメリットを感じていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 総務部長。

○小西義人総務部長 繰り返しになりますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、顧問弁護士と法的な見解も含めて協議した結果、当該組合が独自に設置した電話回線であることから、地方公務員法第36条第2項第4号に規定する、地方公共団体の施設を利用されることには該当するものではないと考えております。

次に、今回の当該懇話会の催しに係る調査において、職員組合においてどういった活動実態があったのかというところを確認したところ、当該組合の電話番号を当該懇話会の連絡先とし、電話の取り次ぎのみ行っていたということでございました。なお、組合書記局職員及び当該組合役員である本市職員が、

電話の取り次ぎを行っていたことを確認しておりますが、さきに御答弁申し上げましたとおり、地方公務員法その他関係法令を遵守して活動を行う限りにおきましては、問題はないものと考えております。

次に、市としては、他の団体の業務に職員団体等の事務所を使用させることは、目的外使用許可の範囲を超えていると考えており、今後、職員団体等の活動の範囲内で行うよう、口頭で職員団体等へ伝えたところ、今後は連絡先とすることについて改める旨の回答を得たものでございます。文書での指摘を行うかどうかにつきましては、慎重に検討をさせていただきます。

次に、職員団体等に対して目的外使用許可の取り消しを行うべきとのことで、市長にとのことでござ

いますが、まず担当よりお答えさせていただきます。

今回、他の団体の業務に事務所を使用させていたことについては、目的外使用許可の範囲を超えると考えますが、恒常に使用させていたのではなく、催しにおいて臨時に電話を使用させていた程度では、顧問弁護士とも協議いたしましたが、許可を取り消すことができるほど信頼関係が破壊されたとは言えないと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 本市の保健・医療・福祉施策を実現していくためには、市民病院の本市の施策への協力、連携が重要になってくると考えております。今後、中核市への移行も見据える中、市民病院や保健所、そして保健、医療、福祉に係る関係部署が緊密に連携を図りながら、実効性のある施策が展開できるように努めてまいります。

また、健都につきましては、本市が掲げております健康、医療のまちづくりを実現し、これを一層推進していくため、その中核的な存在である国立循環器病研究センターと市民病院を初めとする関係事業者としっかりと協議、検討をし、健康寿命延伸等のために、展開する事業の具体化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 御指摘の職員団体の職員会館の使用につきましては、担当部長がその理由を示したとおり、使用の許可を取り消すべき必要性は認めません。ただ、これまでの長い経緯におきまして、必ずしも適切とは言えない事案も認められることから、まずは職員団体みずからが改めるべき点は改めるという姿勢と、具体的な取り組み意思を示してもらうことが必要だと考えます。その上で改善がなされない場合は、管理をする者として、実効性ある措置を講じる責任があると認識をしております。

以上でございます。

○野田泰弘副議長 26番 榎内議員。

(26番榎内議員登壇)

○26番 榎内 智議員 革新懇について御答弁をいたしました。地公法36条の、この対象となる組合書記局職員、組合の役員である本市職員のこの関与、これはですね、今の御答弁で確かめられたわけあります。あとはやったこと、中身の問題であります。

1回目の答弁で、政治活動の自由は認められていますなどという話でありますけれども、資料でも御提示のとおり、特定の選挙において、この内閣を倒す、この目的を明確にし、広く呼びかけ、勧誘をしていわゆるわけあります。主催は革新懇ということでありますけれども、しかしながら、その発信元、事務局はですね、これ継続してこの市職労であるわけあります。御答弁では、このやったことを電話の取り次ぎ、これに限定をしたいようでありますけれども、吹田市の革新懇の事務所、これがですね、この市職労以外の場所にあるわけではありません、ここであります。まさにすぐそこのですね、職員会館の中の市職労、それがですね、この革新懇の本部そのものじゃないですか。

またですね、この電話回線の契約、これがですね、組合だから、この電話回線の契約が組合だから、もうこの施設を利用したことにして、これに当たらないんだという話で、地公法36条に該当しないという顧問弁護士の話ということあります。

しかしこれで、そんな解釈がまかり通れば、電話回線さえみずからがこの設置すればですね、そこで何をしてもいいんだと。この電話は自分が契約したものだから、そんな話になってしまふわけあります。とんでもありません。もうむちやくちゃです。おっしゃるようなですね、法的見解はですね、何ら判例、そういうものがあるわけではないと思います。市の意向に沿つた、一方の立場の見解を言っていることは容易に想像できるものであります。法的解釈については、こちらでもですね、確認をしていきたいと思います。

市長にお尋ねしましたけれども、まずはこの職員団体みずからが正すべきだみたいな話であります。もう本当に、何と言いましょうか、この市民の財産をですね、ちゃんと市長として預かって、それをちゃんと管理していく、そういうのですね、気概を示

していただかないと、この間の、皆さん、お聞きになつてどうでしょうか。答弁の中で、もうひどい使い方をしているから、しっかりと是正して指導していきます、そんな答弁が一度でもありましたでしょうか。本当にどうしようもない。これだけのことをしてですね、少なくとも不適切な使い方をしている、こんなことは認めてもらおですね、是正指導の文書すらですね、これすぐにやりますと、そういうふうに答弁もできない。もうずぶずぶの関係であります、やはり市がですね、この組合の問題についてしっかりとですね、正していく、そういうことはなかなか期待できないなと、そんなふうに改めて感じたところであります。これで終わらせません。しっかりとかかるべき責任をとっていただきたいと思います。

以上、3回目は意見のみで終わらせていただきまます。

○野田泰弘副議長 18番 井上議員。

(18番井上議員登壇)

○18番 井上真佐美議員 公明党の井上真佐美でございます。通告に従い、個人質問をさせていただきます。

まず初めに、住宅困窮者の住居の確保について伺います。

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯、低所得者など、住宅確保要配慮者と言われる方々が、民間賃貸住宅に入居を希望する場合、家賃滞納、孤独死、子供の事故や騒音などの不安を理由に入居を拒否されるというケースが少くないと言われています。

日本賃貸住宅管理協会が2016年度に行った調査によると、60歳以上の単身者の入居について、拒否感があると回答した家主の割合は約6割で、実際に60歳以上の単身者の入居を断っている家主は14.2%、外国人や生活保護受給者らを含め断る理由は、家賃の不払いに対する不安が71.1%と最も多かったとのことです。公営住宅は応募倍率が高く、なかなか入居できないため、住居の確保が困難な方々が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるような住宅セーフティーネットの仕組みが必要です。

そこで伺います。本市では、このような住宅確保

吹田市議会会議録 4 号

平成30年（2018年）3月5日（第4日）



す。

以上でございます。

○藤木栄亮議長 31番 倉沢議員。

(31番倉沢議員登壇)

○31番 倉沢 恵議員 これは質問ではありませんけれども、新しい総合計画を今の後藤市長の時代にきちんとつくっていくと、土台をつくるという角度ですね、ぜひ市民の総意を踏まえ、そして地方自治法ですね、これが基本であり、原点であると思いますので、それをしっかりと踏まえて意見を集約することをぜひお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。

○藤木栄亮議長 26番 榎内議員。

(26番榎内議員登壇)

○26番 榎内 智議員 大阪維新の会の榎内です。

施政方針についてお尋ねいたします。

後藤市長のこの清新な市政の実現、これは3年前、この市長の一番の公約がありました。ですから、私も市長が施政方針を出されるたびにですね、この点について質問を続けてまいりました。

市長就任当初はですね、この施政方針の冒頭にこの言葉がありましたが、年々トーンダウンいたしまして、いよいよことしばこの文字が消えてしまいました。他のキャッチフレーズと列挙の上、その一部に、清潔な市政の文字に、この名残を見つけることができる程度であります。

この点について市長に具体的な施策がなく、何もしていないということはですね、これまでの質疑の中で明らかであるわけでありますけれども、施政方針を出されるに当たり改めて聞いてみたいと思います。これまで何をしてきたのでしょうか、そしてこれからは何をするのでしょうか。

続きまして、行政改革についてお尋ねをいたします。

職員と、そして議員の給与とボーナス、これをですね、またアップさせようとする条例案が提出されております。職階別の増加額と、最も増加する職階とその金額について答弁を求めます。

このような報酬アップについて、納税者である市民は当然怒ると思うのですけれども、どのように説

明をなさるのか、またどのように理解を得るおつもりなのでしょうか、答弁を求める。このような報酬アップは当然取りやめるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、これに伴い水道部局の職員についても同様にアップされるのでしょうか、お答えください。

次に、職員体制計画について、職員の増加が進んでいます。職員増は現在の市財政のみならず、将来にわたり長期的に多大な支出を必要とするもので、より慎重にならなければならないと考えます。職員体制最適化計画の暫定版を出されました。これまでの後藤市政の甘い体制を踏襲するもので、到底認めることはできません。本市の職員数についての見解と今後の方向性をお示しください。

平成30年4月までに人口1,000人当たり5.9人以下という目標は全く達成できないということで、やる気がないと言わざるを得ません。どう考えているのでしょうか。前市長時代に作成したものとはいえ、本市の計画であります。この失策の責任は誰がとるのでしょうか。

より積極的なアウトソーシングなど、職員削減に取り組むべきであると考えます。アウトソーシング推進計画の進捗状況はどのようにになっておりますでしょうか、お答えください。

環境の変化があるので、今回のこの計画は2年間の暫定の計画ということであります。さきに述べたとおり、長期的に影響があるものであり、何ら見込みや想定をしないまま進めることは許されるものではありません。十分に検討すべきでないかと考えますが、いかがでしょうか。

関連しまして、13駐車場跡地の庁舎建設について、6名増員という条例案が出されております。市民生活、市民サービスの拡充に直接かかわりがあるわけでない庁舎建設に人を増員して、わざわざ構造レベルから計画をつくろうとするなど、みずから仕事をふやしているとしか思えません。規模も縮小し、簡素で質素なものにすべきと考えますが、いかがでしょうか、見解を求める。また、増員は不要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、吹田市職員労働組合と革新懇の問題

についてであります。

職員会館をただで借りておきながら、政治的に極めて偏った団体、革新懇話会の事務局として使用し、さらに安倍政権の打倒を呼びかけ、このような状況は自然に見れば、地方公務員法36条に違反している状況であります。政権与党の自民党、公明党の議員各位におかれましても、これが市役所の敷地内で堂々と行われているその現状について御認識いただきたく存じます。

さて、これまでの質疑において、市は顧問弁護士に相談するなどし、違法ではないとの見解に至っているようでしたので、当方におきましても配付資料のとおり法律専門家に見解を確認をいたしました。

まず、地公法36条1項に関して、組合と革新懇の関係、本市職員の革新懇における役職、活動実態について確認するよう求めます。これまでの組合からの報告にとどまった組合性善説に基づいた対応ではなく、市がみずからが調査し、事実関係を確認すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、地公法36条2項の1号に関して、本市職員の政治を語る集いへの関与の実態を調査するよう求めます。チラシはどこで誰がつくったのでしょうか。どのように誰が配布したのでしょうか。資料代とされるお金の会計にどのようにかかわってきたのでしょうか。会場設営その他企画にどのようにかかわったのでしょうか。事実関係を調査してください、答弁を求めます。

次に、地公法36条2項の4号について、固定電話の回線は組合が契約しているものだから施設を利用させたことに当たらずセーフなどというですね、この市の顧問弁護士とは全く異なりまして、こちらで法的専門家に確認したところでは、この条項の違反の成立する可能性が高いと判断されています。本市顧問弁護士の見解は法的に必ずしも一般的なものであるとは言えないようであります。また、今回の状況を素直に見れば、違反の実態は明らかであります、市の見解を求めます。

続きまして、福祉施策につきまして、介護保険料をアップさせようとする議案が提出されております。介護保険料のアップは多くの市民に影響のあること

で、10%近いこのアップの理由は何でしょうか、お答えください。

介護サービスの抑制ではなく、介護保険料を安くしていくには市民が健康になるよりほかありません。本市は、例えば同じ北摂の高槻市などと比べ、要介護認定者数の割合が高く、また重度の認定者数がより高い状況にあり、結果的に高い介護保険料に結びついています。安易に保険料を上げるのではなく、積極的な介護予防施策を実施していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

健都や中核市移行における保健所の設置、市長の言う幸齢社会、幸せによわいを重ねる社会の実現、それら健康寿命を延伸しようとする、これらかけ声だけではなくて、実際のですね、成果に結びつけていかなければならぬと思います。具体的な目標数值を掲げ、全市的に取り組むべきと考えますが、副市長の答弁を求めます。

次に、成年後見制度について、今国会において法律に含まれるこの欠格条項を全廃する内容の法案が提出される見込みであります。当然ながら、条例においても廃止していく必要があります。現在、本市の条例、規則、要綱、その他に含まれる欠格条項についてお示しください。今後、当然廃止していく必要があるとを考えますが、担当部長の見解をお示しください。

成年後見制度については、利用促進法が制定され、地方自治体もその推進に努める責務があります。本市においての今後の推進に向けての意気込みについて答弁を求めます。

次に、その他といたしまして、11月議会で期日前投票所の増設を求める請願が全会一致で採択されました。そして、今議会において選挙管理委員会から処理結果がなされたわけでありますけれども、この内容を見まして大変がっかりいたしました。全くやる気のない結果報告でありまして、研究継続、慎重に研究などなど、ネガティブさが全面ににじみ出る報告内容であります。唯一具体的なのは大学での開設のみでありますけれども、これは以前にもやったものであります、増設には当たりません。

この期日前投票所の増設は、私が一議員として、

あるいはこのたびのこの請願者が一市民として言っているわけではありません。民主的に形成された議会において全会一致で可決したものでありまして、市民の総意と言える、この意思を明確に示したものであります。その意思に基づき増設に向け最大限の努力をしていただかなければなりません。

選挙管理委員会におけるこのような不作為は、認められるものではなく、議会軽視、市民軽視と言わざるを得ません、責任ある答弁を求めます。総意として、この増設を求めているわけですから、そのようにしてください、明確な答弁を求めます。

以上、1回目の質問を終わります。

○藤木栄亮議長 総務部長。

○小西義人総務部長 納入条例改正案についてでござ

いますが、今回の給与改定に伴う1人当たりの年間増加見込み額につきましては、職階別に平成29年度（2017年度）分で、市長が14万1,120円、副市長が12万3,648円、教育長が10万8,864円、常勤監査委員が7万6,608円、議長が8万8,800円、副議長が8万4,000円、議員が7万8,000円、部長級が7万977円、次長級が6万4,116円、課長級が5万9,270円、課長代理級が5万3,655円、主査級が4万8,821円、主任級が4万6,452円、係員が3万5,855円でございます。

最も増加額が多くなりますのは市長で、繰り返しになりますが、年間増加見込み額は14万1,120円でございます。

給与の増額改定は市民理解を得られないとの御指摘でございますが、本市一般職の給与につきましては、地方公務員法第24条第2項の均衡の原則に基づき、国家公務員の給与に準拠し、府内各市の状況も踏まえて決定しております。

国家公務員の給与水準につきましては、約53万人の民間給与の調査結果をもとにした人事院勧告に従い決定をされております。今回、提案をしております条例案は、国家公務員に準拠して本市の給与を改定するものでございますので、その結果、民間給与の水準とも均衡が図られることとなり、市民の皆様に御理解をいただけるものと考えております。

なお、市職員の給与につきましては、吹田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、

年に1回、市職員の給与の状況を市報及び市ホームページで公開しているところでございます。

人事院勧告に沿った国家公務員の給与改定に準じて、本市も給与改定を実施することによって、地方公務員法第14条で定められております情勢適応の原則にかなうものと考えております。

2点目の職員体制計画についてでございますが、本市の職員数につきましては、これまでの職員体制計画案の取り組みにおいて、新たな行政課題に柔軟に対応するため、必要に応じた計画内容の見直しを随時行ってきたものであり、保育園の民営化実施時期の変更や、法改正への対応、救急隊の増隊、健康、医療のまちづくりといった新たな行政課題への対応をしてまいりました。

これまでの見直しにより、平成30年（2018年）4月での計画上の住民1,000人当たり普通会計職員数は6.24人となる見込みでございますが、実施時期を変更した保育園の民営化等を実施することで、平成32年（2020年）4月での計画上の住民1,000人当たりの普通会計職員数は、中核市移行に伴う人員を除いて、5.93人となる見込みとなり、計画策定時には想定外であった法改正等の事情によるものなどを除けば5.90人以下となる見込みでございます。

職員数の今後の方向性につきましては、今回策定いたしました職員体制最適化計画暫定版におきまして、地方公務員法改正への対応や中核市への移行を見据える中、大きく職員体制を見直す必要があり、現時点では数値目標の設定が困難な状況であることから、目標数値を定めないものとしておりますが、過度に総職員数が増加しないよう、可能な限り現状の職員数を超えることのない職員体制の構築に努めるものといたしております。

今後、法改正や中核市への移行状況等を踏まえ、抜本的に職員体制を見直し、市民福祉の向上を図りつつ、最少の経費で最大の効果を得ることができる最適な職員体制の構築に努めてまいります。

3点目の職員団体についてでございますが、吹田市職員労働組合が、生活と平和を守る吹田革新懇話会が主催する催しの事務局となり、またその連絡先として当該職員団体の電話を利用させていたことに

つきましては、これまで御答弁をさせていただきましたとおり、本市から当該職員団体に対し、事情の聴取を行うとともに職員会館の利用状況等についての報告を求めたところ、当該職員団体及び当該懇話会より平成29年（2017年）11月28日付で回答を得るとともに、同年12月1日には、人事室職員により職員会館内の当該職員団体事務所内の現地調査を行い、備品や占有スペースの有無について確認を行ったものでございます。

なお、当該催しに関するチラシの作成は当該職員団体事務所内で行ったものではないということは、当該職員団体から報告を受けております。

また、本年1月31日付で当該職員団体委員長名で市長宛てに、吹田市職員会館の適正な利用についてという文書が提出をされております。こういったことから、現在の状況証拠のもとにおきましては、市として、当該職員団体及び当該懇話会に対する調査権限はないものと認識しており、これ以上の調査を実施する考えはございません。

また、地方公務員法第36条第2項第4号に関しては、平成29年（2017年）11月定例会にて御答弁申し上げましたとおり、顧問弁護士と法的な見解も含めて協議した結果、当該職員団体が独自に設置した電話回線であることから、地方公務員法第36条の2項第4号に規定する地方公共団体の施設を利用させることには該当するものではないと考えており、現時点においても市としての判断は変わっておりません。

最後に、成年後見制度についてでございますが、本市の条例等で、成年被後見人等の権利を制限する規定、いわゆる欠格条項を定めているものにつきましては、吹田市消防団条例、吹田市排水設備指定工事店に関する規則及び吹田市指定給水装置工事事業者規程がございます。

以上でございます。

○藤木栄亮議長 水道部長。

○岡本 武水道部長 水道部職員の給与につきましては、地方公営企業法第38条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員及び基礎自治体である吹田市職員の給与に準拠することを基本としておりまして、水

道部におきましても、市長事務部局と同様に給与改定を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○藤木栄亮議長 行政経営部長。

○稲田 真行政経営部長 本市アウトソーシング推進計画につきましては、12の業務が対象となっております。

昨年12月の時点におきまして、既に完了しているものが5業務、進行中のものが4業務、当初の予定よりおくれているものが市営住宅管理業務、保育所運営業務、図書館窓口等運営業務の3業務でございます。

以上でございます。

○藤木栄亮議長 消防長。

○村上和則消防長 第13駐車場跡地の庁舎建設に伴う職員の増員につきましては、消防職員6名の増員を北部消防庁舎等複合施設の建設準備に伴う担当として、消防本部に設置する人員でございます。

なお、6名を要する根拠でございますが、当該複合施設の建設規模では、基本構想、基本計画から建設工事まで、今後の事業進捗に合わせ他部局との協議、調整が多数予測されるほか、建築、電気、機械、土木など、各分野の専門的な知識を持つ技術職が、それぞれの専門部分における設計や工事監理等について、技術的な意見を交えた協議や調整を常時直接行うことができる体制が必要であり、今後当該事業を効率的に進めるためにも、事業開始から事業完了に至るまで、その進捗状況に応じ、適切な人員の配置が不可欠であると考えております。

また、当該複合施設の規模につきましては、平成30年（2018年）1月に策定されました建設骨子案をもとに、市民生活に密着する消防署の再整備を初め、現在市が直面する課題解決等に必要とされる施設機能の整備も含め、今後の基本構想、基本計画の中で検討してまいります。

次に、成年後見制度についてでございますが、欠格条項を設けている条例等のうち吹田市消防団条例につきましては、地方公務員法に準じており、現在同法の欠格条項について、削除することが検討されているため、消防団条例の改正につきましても、同

吹田市議会会議録 6号

平成30年（2018年）6月27日（第6日）

内全ての福祉事業者に対して同様の単なる運営補助金を支給すべきであります、そんなことは限られた財源、ふえ続ける社会保障費、受益と負担のバランスからしても到底考えられず、私個人、我が会派としても、いや、一部の要求政党以外の政治家なら当然わかることではないでしょうか。これからは、真に支援を必要とする方々に目を向け、それからそれらを担う方へ、また働く障がい者の皆さんにはしっかりと働き、自立していただく支援策の構築が求められるのではないかでしょうか。

これらは来られた保護者の皆さんにもお伝えさせていただきました。本市の重度加算は、長年当該事業を実施しているにもかかわらず、全国はもちろんのこと、近隣都市でさえ参考にすらされていないことからしても、非常に偏った失敗施策であることは証明されています。

もう一度言います。加算要件が一部の法人のために構成されると疑われること、精神障がい者支援策及び最も利用の多い訪問系サービスを初め、他の福祉サービス支援策には全く目が向けられていないこと、そもそも国の施策として整備されたタイミングで見直しすらされていないこと、現在の時代背景とそぐわないこと、そして私は見直しだけでなく、それら数々の問題から50%の削減ではなく、重度者加算は廃止するとともに他の市単費予算で構築されている全ての事業の見直しと再構築を求めます。これらの指摘を踏まえ、市としての今後の方向性を問います。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 本市では重度障がい者の自立や社会参加の促進を目的に、国の制度を補足する事業者に対する市単独の補助制度を創設し、住みなれた地域で障がいの方方が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

平成15年度（2003年度）から、障がい福祉制度の枠組みが措置制度から利用契約制度に大きく転換するとともに、国によるさまざまな制度の拡充がなされました。市単独の補助事業の中には、日中活動重度障害者支援事業を初め、国の制度拡充に対応した見直しがなされていないものや、障がいの特性を

考慮した補助体系になっていないものなど、課題のある事業がございます。このような事業については、再構築を検討する必要があることから、今年度から現行制度のより精微な分析を行っているところでございます。

見直しが必要と判断した事業につきましては、混乱の生じることのないよう、障がい当事者の御意見もお伺いしながら、効果的で持続可能な事業となりますよう計画的に見直しを進め、早期に課題の整理がついた事業は補正予算での御提案も含め、今年度末をめどに課題の整理を終えていきたいと考えております。

なお、日中活動重度障害者支援事業につきましては、現在の通所日数に応じた補助金体系では多様化する障がい特性を十分に考慮できていない面など課題があることから、本事業の目的である重度障がい者の日中活動の場の利用促進策を効果的に推し進めるため、現行制度については今年度末の廃止に向けて府内手続を進めるとともに、人員体制に係る補助など障がい当事者等の御意見をお伺いしながら、目的に合った事業となりますよう、再構築について関係部局と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

（1番泉井議員登壇）

○1番 泉井智弘議員 何を言っても、前回の反応を見ている限りでは、きっと権益者たちは騒ぎ立てるでしょう。肃々と手續を進めてください。その中で、今回の答弁内容については早い目に説明会なり通知なりをして、今年度で廃止する旨を周知してください。

次に、市有地の貸し付けについて、長年無償貸し付けしていた市有地を平成25年に策定した吹田市公有地の利活用の考え方に基づき、社会福祉法人等への普通財産貸付に係る減免取扱要領を策定。その要領に基づき有償化する運びとなりましたが、現在、福祉部所管分で市有地を貸与し、有償化される法人は、主に高齢者ホームとして使用されているのが4法人。しかし、この4法人については30年の長期契約のため、平成40年から平成47年まで有償化できま

せんが、契約終了後には有償化するという解釈でよろしいのでしょうか。

そして、障がい者事業として、あと2法人が現在有償化となっている土地の貸し付け先となっておりますが、この2法人においてこれまでに市が判断した状況からしても、普通財産の貸付要領に反していることが疑われます。

まず一つ目に、両法人による政治活動について。両法人は自社のホームページや会報誌で幾度となく政治的メッセージの発信や政権批判を繰り返しています。

一部抜粋し紹介しますが、まず、法人ホームページの法人が目指すものから、日本国憲法9条は日本の戦争放棄と平和主義を明言しています。私たちは全ての権利が守られるよう、平和な社会をつくり上げるために考え、行動していきます。

次、理事長挨拶。昨今、日本国憲法の意義が問いかれてています。戦争は障がい者を社会から排斥し、障がい者をつくり出し、障がい者の暮らしを支える福祉予算を削減します。私たちは憲法9条、戦争の放棄、第13条、人の尊厳、第25条など、日本国憲法が障がい者の発達と権利を保障するよりどころであることを自覚し、憲法を守り生かす実践と運動をさらに進めていかなければならぬと思います。

次、法人会報誌から。安倍政権を詐欺的で不誠実な政権とつづり、批判。時には、反自民を支える運動をと題し、安倍首相の謙虚はどうぞにまみれた言葉があるだろうか、立憲民主を軸とした反自民陣営を支える市民運動の高揚が望まれる。

次、若い世代に安倍政権の親和性が目立つ今こそ、批判的メディアの再生が望まれる。

その他にもさきの決算常任委員会で紹介しましたが、安倍政権の暴走が国民の願いや暮らしの実態との矛盾を拡大しようとしている。

そして、これ、最新号です。昨今騒がれていた日本アメフト問題の前監督を挙げてですね、その親玉が安倍首相とし、批判しています。これはね、まれに見る極端な反安倍政権の人人がするあきれる結びつけです。さらには、あたかも全ての営利法人がサービスの質を低下させているような表現などもしてい

ます。

これらが政治活動の一環であることは先述のとおり、政治活動と疑われる事がさきの議会の同僚議員の質問からしても明らかであります。

まず、榎内議員の質問において、片山中学校のフェンスにつけられた看板、憲法を守ろうという一言に対して市教育委員会の見解は、市民から誤解を招き、教育の中立性を揺るがしかねないものと考えておりますとして撤去をされています。

また、藤木議員の指摘で当時市報の裏表紙に記載されていた憲法の標語についても誤解を招く表現と認め、削除をされています。

これらから判断しても、当然このような法人の発信は政治活動として捉えるべきであり、それは普通財産に係る貸付事務取扱要領第3条5号に抵触しているのではないかと考えますが、市の見解を聞きます。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 高齢福祉施策では介護保険施設誘致策として、社会福祉法人に対する助成に関する条例等に基づき、特別養護老人ホームの用地を3社会福祉法人に、また市議会において御議決いただくことで、介護老人保健施設の用地を1医療法人に、それぞれ無償で貸し付けているところでございます。

契約期間の満了後につきましては、吹田市公共施設最適化推進委員会において決定された有償化の方針に沿いまして、昨年、各法人にその旨を私自身が出向く、もしくはお越しいただいて通知したところでございます。

今後、高齢化の進展や介護サービスの充足状況に応じた施設の整備、更新の必要性を踏まえた市有地活用案とあわせ、契約終了後の具体的な取り扱いを検討していく必要があると考えております。

次に、市有地の貸し付け先法人の政治活動についてでございますが、普通財産に係る貸付事務取扱要領第3条第5号につきましては、貸し付けた普通財産において政治活動の場とならないよう、審査基準を設けた規定でございます。

御指摘の法人の行為につきましては、2法人のうち1法人のホームページ及び会報誌において政治活

動と受け取られる表現が含まれておりました。当該普通財産において政治活動が行われたのかどうかについて確認の上、要領で認められていない政治活動が確認できた場合は要領に抵触しますことから、本来の貸し付け目的に沿った利用となりますよう是正を求めてまいります。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 これね、反安倍だけを言うてんじゃないです。これ、逆にね、森友みたいなことをされてもね、だめなんです。その辺、しっかりと覚えといてください。

この2法人とは、重度障がい者加算の支給対象事業者として上位の2法人です。ここまで偏った政治活動は要領が策定される前から行っていたことは私は認識しておりますが、福祉部はいつから認識していたのか。また、市民の財産である広大な土地を長年無料、有料化となつても本市の一般的な不動産賃料からしても格安で利用し、さらにほかの民間事業者と何ら変わらない事業で利益を得ています。

また、両法人は社会福祉法人であり、過去の貸し付け経過からも、非常に高い公共性が求められる福祉サービス事業者ということからしても、私は市民に誤解を生むような政治活動は慎むべき、慎ませるべきだと考えます。

市は一つの法人に対しては政治活動を認め、是正を求めるということですが、もう一つの法人については貸し付けた場で政治活動をしなければ、組織的にこのような偏った政治活動をしても容認するということになるのか、2点をお答えください。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 議員に御指摘いただいたことにより認識いたしましたが、以前から同様の行為はあったものと思われます。

政治的な文言を含む表現が用いられることにつきましては、当該法人のホームページ及び会報誌で確認しておりますが、それが要領に定める貸付財産における政治活動に当たるかどうかにつきましては、現在、事実関係を確認中でございます。

また、取扱要領において市が貸し付けた普通財産での政治活動について規定しておりますが、それ以外の場所における法人の活動につきましては、市として判断する立場にございません。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 指摘により認識したが、以前から同様の行為はあったと思われるっていう何か意味のわからない答弁なんんですけども、まあいいです。

次に、吹田市福祉審議会及び吹田市障がい者施策推進委員会の構成委員として登録されている一部の団体の住所が、貸し付けしている土地の住所となつていますが、間違いないでしょうか。

もしそうなら、貸し付けしている法人は当然要領第16条1号のとおり、市長の承諾を得ているはずです。また、3号では市長の承諾を得ないで建物を新築、既存建物の増築、改築、構造の変化は認められていませんが、当然建物についても承諾を得ているはず。これら2点についても全て市長の承諾を得ているのか。言いかえれば、時の市長は承諾をしているのか、答えてください。

さらには、福祉審議会、施策推進委員会など市の諮問機関等に、同法人もしくは今回指摘している法人が又貸しをするなど関連の高い団体が、軒並み名を連ねています。これでは偏った施策になることなど安易に予想ができます。

さらに、これまでの福祉部の対応を見れば、福祉部みずからがこのような委員構成になるよう誘導していたのではないかと思うほど偏った委員構成であることは、一般市民は欺くことができても、専門知識と現場を知っている私を欺くことなど到底できないということがまだわからないのでしょうか。

これまでも同じような指摘をしてきたが、再度構成委員についてどうするのか、市の見解を問います。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 吹田市福祉審議会及び吹田市障がい者施策推進委員会の委員が属する一部の団体の住所が、当該法人に貸し付けている市有地の住所となつていることについては、法人に貸し付けた場所

に他の団体の事務所があるかのような状態となっており、適切さを欠いていると考えておりますので、是正を求めてまいります。

また、建物について新築、増築、改築等を行った場合、市長の承諾を得る必要がありますが、このたび、改めて当該法人に確認したところ、法人に貸し付けている建物の一つにおいて、承諾なく法人がごみを入れる小屋を増築していることが判明いたしました。本件につきましては7月末をめどに原状回復するよう法人に求めております。

なお、吹田市障がい者施策推進委員会につきましては、市長の諮問に応じ、障がい者の福祉施策に係る計画の策定、その他障がい者の福祉施策の推進について調査審議し、答申することを任務とするものですが、その任務である計画の策定及びその推進状況の検証と幅広い項目に対して偏った施策とならないよう、また活発な議論となりますよう、所属団体や所属法人が重複しないような委員構成に努めてまいります。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 施策推進委員会以外のね、他の審議会、認定審査会も全てですのでよろしくお願ひします。

次に、市が貸し付けをしている2法人、その法人名と場所、その法人が無許可で又貸ししている団体名を答えよ。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 市が普通財産を貸し付けている法人のうち、御指摘の法人は社会福祉法人さつき福祉会でございまして、住所は吹田市出口町19番1号及び山田西2丁目13番8号の2カ所でございます。

また、出口町に住所を置く団体は、吹田の障害者福祉と医療を進める会と、吹田市障害児・者を守る連絡協議会でございまして、山田西に住所を置く団体は吹田市手をつなぐ親の会でございます。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 ちなみに無許可でごみ庫を増築していたのは出口町のさつき福祉会であります。

今答弁した吹田の障害者福祉と医療を進める会は、そもそも障害者自立支援法撤廃に向けて活動する運動体としているが、それらの活動に伴う政治活動をしていることが疑われます。そして、当該団体の会長は市有地の貸与、重度加算、その補助金の上位2法人に当たる対象法人の理事長であり、さらには先ほど紹介した偏った思想の会報誌の発行責任者となっています。

そして、吹田市障害児・者を守る連絡協議会、以下「障連協」ですが、医療を進める会に参加しているので、同団体と認識をせざるを得ません。

さらに、障連協は吹田明るい会の幹事団体となっています。この吹田明るい会はほかの幹事団体、申し上げますが、日本共産党吹田市委員会を初め、吹田民主商工会など、政治に少しでも詳しい人なら、どういう団体の集まりかは一目瞭然であります。

そして次に、吹田市手をつなぐ親の会は、先ほどから紹介している市長の承諾なしで市有地の建物を増築している法人の先進となる団体ということは御存じのとおりです。

これらの団体は、先ほども述べたとおり、市の諮問機関に名を連ねています。構成委員については、今後は各団体から1名にするといった答弁でしたので、いいです。

あと、少しあわからぬのですが、なぜこのような問題を放置していたのか。また、最初の答弁で、本年度から現行制度のより精微な分析を行っているところなど、それらしいことを言っておりますが、私は、後藤市長の当初予算となる平成28年3月定例会で、今議会と同じような指摘に対して、当時の部長答弁で早急に取り組むとしてから、その後の決算委員会など、非公式の場でも何度も指摘しています。そのたびに今やっているので、もうちょっと待ってくれなどと答弁し、そのたびに信用してきましたが、これまで放置していたことから、今となっては全て虚偽の答弁であったことが、今回はっきりとわかりました。

今議会の指摘を受け、土地を貸し付けている1法

人、これは重度者加算が年間約1億円支給されている法人です。総合福祉社会館の駐車場の3台分、黒いコーンを立てるなどして、あたかも当該法人の専用駐車場のように使わせていましたことについて、また総合福祉社会館の会議室など法人の就職説明会や試験会場など、本来は目的外使用となっているのに対して、当時の館長以下、わかっているだけでも平成24年6月から平成27年10月の間に25回も許可を出しています。

また、それらの使用許可を知った他法人が同じような使用目的で問い合わせをした際には門前払いをするという事実があったこと。委託型相談支援についても、私が現場で働き、事業所連絡会の役員をしていたにもかかわらず知らなかった。市のホームページにすら掲載されていなかったようで、私以外にも、その事業の実態すら当時知らなかつたと多くの声がある委託相談支援の随意契約先にも、この重度者加算の対象2法人が任されていることからも、行政は当該法人等に対して便宜を図っているのではないか、当時の市長と当該法人等の関係性、いわば癒着が疑われます。

さらには、現在の市長についても就任当初から障がい福祉施策については、数々の指摘や問題提起をしてきました。もちろん運用により実施できる支給決定のあり方など数々の提案のもと改善されたこともあります。

しかし、なぜか今回疑惑を抱いている法人等に対しては、ずっと指摘してきたにもかかわらず、みずから調査し是正することなく、ここまで状況証拠を示さないと動かないことに加えて、今回指摘の市有地の又貸し、事業の委託施設であるあいほうふを任意団体に又貸しするなど、さまざまな行動をこれまで黙認していたことが考えられる。いまだにその本質が続いているのではないかと考えてしまうのですが、実際のところどうなのか、御答弁をお願いします。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 若干、決意表明的な御答弁になることはお許しいただきたいと思います。

障がい福祉施策を初めとする福祉施策全般におい

て、その目的、事業効果、国、府の制度改革などの取り巻く環境を常に意識に置いて業務を進めてまいります。

その中で、これまで疑問を持たず続けてきた業務について、見直しの観点を持って取り組んでまいります。

なお、御指摘いただいている件以外にも不適切な事案がないか、7月末をめどに福祉部全体で点検を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 疑問を持たず続けてきた業務についてっていうのはどういうことですか。この法人についていろいろ黙認してきたと、この法人やからまあいいやろと、そういうことですか、お答えください。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 疑問を持たずと申し上げておりますのは、全ての業務について、今どういう、この業務が目的で行われているかということについて、それぞれ一職員が理解していなかった。先ほど御指摘いただいていることにつきましても、前任者が認めてきた、常にこういうことを認めてきたっていうことの中で、そういう流れの中で業務が進んできたということにつきまして、もう一度原点に戻りまして、一つ一つの業務がまず事業そのものがどういう目的で行われている事業か、また業務そのものが適正なものなのかどうかということにつきまして、改めて見直していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 福祉部の予算はね、膨大な予算がかかってるんですよ。そのね、職員さんのね、当たり前のようになってきてね、時代にそぐわない、何も見直していない、そのことによって一体何億使ってきてるんですか。それは単なる職員の怠慢じゃないですか。そういうことを常々言っている

にもかかわらず、やっとですよ、こういう答弁返ってきたの。しっかりとしてください。

最後に、今回指摘した土地の貸し付けについて、
社福等への減免取扱要領ですが、これまでの話に加
えて言いますが、まず障がい者福祉にかかる部分
だけがなぜか規定が甘く設定されていることが言え
ます。それは要領第3条、減免となる事業は、次の
各号に掲げる事業とする。第1号は特別養護老人ホ
ームに限定しております。そして、第3号は保育所
に限定しています。第4号は幼保連携型認定こども
園と極めて限定的になっているにもかかわらず、第
2号については障害者総合支援法に規定する障がい
福祉サービス事業となっています。いわば何でもで
きるということです。これは今の時代、そして吹田
市においては他の民間事業者でも行っている事業で
も何でもよいということになります。

そして、現在貸し付けをしている2法人について
も何らほかの民間事業者と変わらない事業であるこ
とから、不公平感は否めません。しかし、要領すら
守っていないことからも、もういいかげん昭和の考
えを改めていただき、要領どおり契約を解除したら
いかがですか。そして、要望の多い子供たちの遊び
場にかえてあげたらいいんじゃないかとそう思いま
す、市長、いかがですか。

○川本 均議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 ただいま一連の御質問をいただきました。御指摘をいたいたいた法人につきましては、障
がい福祉における行政力が不足をしていた状況にお
きまして、先進的な取り組みで障がい者をお支えし
てこられた、いわゆる昭和の経緯、時代背景があり
ます。

その経緯を踏ました上で、御指摘のございました
数々の点につきまして、まずは最新の貸付条件を示
した要領に抵触しない、また抵触するような疑いを
持たれないような運営に見直すこと、これを明確に
し、市に報告をされるよう市有物件の管理者責任に
おいて求め、その対応次第、それを受けて適切に、
また速やかに判断をしてまいりたい、そのように考
えております。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 申しわけないですけどね、吹
田市はさまざまな民間事業者が入っていて、今、吹
田市が優遇している法人に関しては、ほかと何ら変
わらないことしかやってないんです。特別なことな
んて何にもしてないです。それをお、いつまで昭和
の考えのままね、この先何年行くつもりなんですか。
ほかの事業者とね、不公平感をどこで埋めるんです
か、吹田市は。

これ、どう考えてもその法人のね、有利などおり
にね、施策を進めてきたとしかね、言いようがない
んです。市長の姿勢をね、問うてるんですよ。どう
していくんですか、はつきり言ってください、お願
いします。

○川本 均議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 再度御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁で、私は明確にお答えをさせていた
だきました。疑いのある点につきまして、御指摘の
あつた点につきまして、市として管理者責任におい
て改善すべき点は改善を求め、その報告次第では適
切に、また速やかに判断をしてまいりたい、これは
強い決意でございます。

以上でございます。

○川本 均議長 1番 泉井議員。

(1番泉井議員登壇)

○1番 泉井智弘議員 速やかにするということなの
で、しっかりしてくださいね。決められない市長は
要らないですよ、我が会派は。しっかりしてください
い。

以上で質問を終わります。

○川本 均議長 6番 足立議員。

(6番足立議員登壇)

○6番 足立将一議員 皆さん、おはようございます。
大変なときこそ明るく元気にいきましょう。改めま
して、皆さん、おはようございます。地域政党、吹
田新選会の足立将一です。個人質問を行います。

まず1点目、健康づくり推進事業団のあり方につ

吹田市議会議録 7号

平成30年（2018年）6月28日（第7日）

○20番 藤木栄亮議員 自由民主党糸の会の藤木です。個人・一般質問をいたします。

留守家庭児童育成室について。

まず初めに、夏休み期間中に開催されるデイキャンプについてお伺いします。この行事は年間保育計画にも記載されている市主催の公式行事で、千里北公園にある自然体験交流センターにて、ゲームなどの遊び、ホットドッグやカレーなどを現地でつくって食べたりもします。自然体験交流センターまでの移動は電車、バスなど公共交通機関を利用しますが、育成室によっては保護者会の費用負担でバスを借り上げるところもあります。

私の調査では、昨年、36育成室中11育成室が借り上げのバスを利用しておりました。中には、他の育成室がバスを出しているから、うちもバスを出してほしいと保護者会にたかる指導員も存在します。ちなみに市主催の夏の文化行事においても、昨年は二つの育成室がバスを出しておりました。

昼食のカレーなどの炊き出しには保護者の協力が不可欠で、食材等の搬入も保護者の車で行っておりまし、食材費も保護者負担です。また、デイキャンプの炊き出しの練習と称して、事前に何回か調理を行う育成室もあります。また、日ごろのおやつや長期休暇中の昼食を調理して提供している育成室もあります。

さて、地方財政法27条の4では、市町村は法令の規定に基づき、当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であると問わず、その負担を転嫁してはならない。政令で定めるもの以外でも、法の趣旨に従い住民の税外負担の解消について、各段の努力をされたいと、国は努力義務を課しております。

そこで質問です。バスの経費を保護者会に負担させているのは地方財政法27条の4の努力義務に照らしていかがなものかと考えますが、見解を聞きます。

ある特定の育成室だけがバスを出していることは、育成室間格差を生んでおり、公立の留守家庭児童育成室では、公平性の観点からあってはならないと考えますが、見解を聞きます。

炊き出し等の応援を当然のように保護者に課せ、食材の費用や搬入まで保護者に負担させているのは、地方財政法27条の4の努力義務に照らしていかがなものかと考えますが、見解を聞きます。

デイキャンプでの食事の提供及び育成室内でも調理をしておりますが、指導員に対し、調理の研修は行っていますか。調理師は配置しておりますか。食材の調達において学校給食のようなチェックをしておりますか。食中毒に関しての知識は指導員にありますか。児童に対してアレルギーの調査は徹底しておりますか。小学校低学年に刃物を持たすことにおいての危機管理は徹底されておりますか。もしけがや食中毒、アレルギーによる重大な事故が起きた場合、誰が責任を負うのか、責任の所在を明確にお答えください。

次に、指導員の退職者について。

この2年間の指導者の中途退職者数を調べました。26名の中途退職者があり、その大半は数ヶ月でやめています。これほど定着率が悪い原因は一体どこにあるのでしょうか。

さて、元指導員からの声が多数私に寄せられています。数点紹介します。

ベテランの指導員の影響力が強く、なかなか物が言えない状況だ。組合に入っていない指導員は保護者会に出ないでいいと言われた。少しでも気に入らないことがあれば、ベテランの指導員からシカトされる。私は指導員をいつでも首にできるんやでと豪語している指導員がいる。他市で指導員をしていたが、組合の指導員が幅をきかせておりびっくりした。ベテラン指導員は下の者には強いが、スーパーバイザーや育成課にはペコペこしている。我慢できないので異動の希望を育成課に出したが認められず退職した。

仄聞ですが、これだけを聞いていると、今の学童の現場は一部の指導員が牛耳っており、組合員か否かで区別され、ベテラン指導員に対してイエスマンドない指導員は冷たくあしらわれているといった、まさに某大学の運動部のような現状があるみたいです。指導員みずから指導員不足の現状を嘆いているそうですが、指導員が長続きしない根本原因がわか

っているのかと、こっちが嘆きたくなります。

そこで質問です。元指導員たちの声に対する教育委員会の見解を問います。指導員に対しパワハラの研修をしたことがありますか、お答えください。当局は定着率が悪い原因をどのようにお考えか、考えられる要因を全て述べてください。

次に、スーパーバイザーについてお伺いします。以下「SV」と呼びます。

SVは育成室の現場の状況を的確にかつ迅速につかむため、平成21年度から育成課に配置されました。現在4名の公立保育園長のOBが週4日勤務、月約25万円の報酬で仕事をしております。

さて、さきに述べましたが、私のところには保護者や指導員から、ベテラン指導員の素行について情報提供があります。しかしながら、大半の案件は育成課に確認しても実態を把握されておらず、改善もされません。一体SVは日ごろから何を現場でしているのでしょうか。指導員不足で現場で忙しくしているところに入ってきて指導員を呼び出し、話し込んでいる姿も確認されております。指導員は子供の相手が仕事なのに、その間は仕事ができなくなります。SVが仕事の邪魔をしてどうするのでしょうか。そんなことは時間外にされたらどうなのかなど、SVの存在意義を疑問視する声が多方面から多く聞こえできます。SVは、吹田の公立保育園長の退職後の職場確保のために設置されたわけではありません。

SVのあり方に関して、抜本的に見直す時期に来ていると考えますが、見解を問います。人選については、公平性の観点から公募するべきと考えますが、見解を問います。

次に、保育園について。

保育園についても、学童保育同様、過去から保護者のクレームや悲痛な叫びが多く寄せられており、議会でもたびたび指摘されておりますが、当局は本気で正常化する気があるのかと疑いたくなる保育現場のさんざんな状況が続いております。

さて、当局は平成22年に保育園長宛てに、保育園における政治的中立性の確保に関する取り扱いを業務命令いたしました。これは、園内における掲示物や配布物において、政治的中立性を担保せよという

通知です。市民共有の財産である保育園内で、過去、平然と行われてきた政治活動にくさびを打つものです。このような通知をしないといけない吹田市は異常であり、この通知も平成22年とごく最近。いつまで放置してきたのか、吹田市の過去の姿勢に対しては猛省を促したいと思います。

この通知後も、園内で政治活動が行われているとの指摘を受け、再度、当局は平成25年に保育園長宛てに業務命令通知を出します。保護者会に対する園舎の使用許可について、当局は園長が園舎等の目的外使用を不適当と判断する事例として、具体的に七つの例示を示しました。時間の都合上、詳細は省きます。しかしながら、これらの通知後も本当に通知を遵守しているのかどうか疑わしい、いや真っ黒な事例が頻繁に私のもとに情報提供されております。

やはり多い声としては、吹田保育運動連絡会、以下「吹保連」と呼びます、と保護者会の関係についてです。一部を除き、吹田市立の公立保育所の保護者会に入会すると、団体加入でいや応なく政治団体である吹保連の構成員になります。吹保連やその上部団体の主張は、過去ではうめかも反対、閑空2期工事反対、最近では維新政治にノー、戦争法案反対、保育所民営化反対などなど、声高に政治的なスローガンを掲げ、過去、選挙になるとある特定の政党を応援してきた、まさに政治団体そのものであります。吹保連の主張に賛同できないのに、保護者会に入れれば団体加入で強制的に吹保連関係団体の構成員にさせられ、年間1,000円の会費まで取られ、署名活動などの運動にも半強制的に参加を余儀なくされ、不愉快だと切実な訴えが後を絶ちません。

保護者会の総会などで一部の親が強制加入に反対意見を言うと、役員から逆に糾弾され、黙るしかないという状況が延々と続いております。後藤市長の言われる傾聴と対話の姿勢など、吹保連とずぶずぶの関係にある保護者会には見当たらないのかもしれません。

しかしながら、この件についても、過去から議会でさんざん各議員が指摘されているにもかかわらず、当局は任意団体のことなので知らぬ存ぜぬの一点張りで改善されず。

それでは個別の案件について質問を始めます。まず、吹一保育園の署名活動における不適切な事例について。

毎年秋に、吹保連がいきいき署名と言われる政治運動を展開されます。署名に当たっての説明会が、各保護者会単位で開催されるわけですが、当然署名運動は政治活動ですので保育園内では行えません。そこで、吹一保育園保護者会は、保育園の前にある高齢者いこいの間を借りて説明会を行っておりました。私の調査した年は、平日の夕方5時から6時20分まで、吹保連加入の保育士が説明役で出席します。

ここで素朴な疑問が起こります。そもそも吹田市地区高齢者いこいの間は貸し館をしている施設なのでしょうか。私は、早速この話を聞いて、ホームページすぐに確認しました。すると、利用できる時間は10時から5時となっております。いきいき署名の説明会は時間外となります。また、高齢福祉室に確認したところ、その地区の高齢者向けの施設だから、他の利用者や団体に貸し館する施設ではありませんとの回答。もちろん公的施設、市民共有の財産なので、政治活動も不可です。

質問です。吹一保育園保護者会が高齢者いこいの間を時間外、かつ政治活動に利用した事案に対して、福祉部に見解を求めます。また、この説明会には2名の保育士が説明員として参加をしております。本来なら吹田市の職員、公務員である保育士は、この施設は利用できませんと言わなければならぬ立場なのではないでしょうか。私と同様にホームページを見れば、施設の概要など一目瞭然です。それを一緒にになってルール違反に加担している吹田市の保育士は、地方公務員としての意識が欠如していると言わざるを得ません。公務員たる保育士がこの説明会に参加していた事実に対して、児童部に謝罪を求めます。お答えください。

地方公務員法第33条、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとあり、児童福祉法18条の21、保育士について、保育士は保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。信用失墜行為は、執務時間内外を問わず、また職務に直接は関係ない行為

であっても該当する場合がある、また犯罪行為にも限定されない、反道徳的なものも含まれるとあります。が、ルール違反を犯した保育士はこの法律に抵触しておりませんか、見解を問います。

さらに深刻で悪質なのが、この説明会の参加保護者に対し、園ぐるみで吹一保育園内のホールを使用し、保育を行っていたことです。保護者は一旦5時ごろに保育園へお迎えに行きます。そこで保育園の規則である観診表に退園時間を記入します。しかし、子供を園に残したまま、向かいの高齢者いこいの間に移動します。そして、説明会が終わる6時半ごろまで保育園内で保育をしてもらい、一緒に帰るという流れです。園ぐるみで、いきいき署名という政治活動に関与していたという事実が明るみになりました。

そこで質問です。この他の保育園でいきいき署名の説明会に際して、園内で保育している園はありますか。説明会の時間、ホールを保育に利用したことに関して、園長の管理責任を問います、お答えください。この時間、保育士は時間外勤務の申請をしていましたか、お答えください。いきいき署名という政治運動に関し、園ぐるみで関与していた事実に対し、園長以下、関与した保育士は、さきに述べた地方公務員法及び児童福祉法にも抵触しておりますか、見解を問います。この不祥事についての市長の見解を問います。

次に、保育園内のウォールポケットに関して。

ウォールポケットは市の配布物や保護者会ニュースなどを入れて、保護者が帰りに持つて帰れるよう、市民共有の財産である園内に設置しております。しかし、過去このウォールポケットに政治的な記事が多く見られる吹保連ニュースやいきいき署名の用紙なども入れられており、不愉快な思いをした保護者からのクレームが後を絶ちませんでした。

当局が通知で運動団体の広報紙の掲示や配布を認めない、保護者会ニュースしか認めないとしました。正常化されると思いきや、懲りない面々の保護者会は、保護者会ニュースの紙面の中に吹保連ニュースなどをコピーして張りつけるという暴挙に出ます。ある保護者会では、独自の記事は一切なく、組合系

のニュースしか張りつけていませんでした。どこが保護者会ニュースなのでしょうか、笑うしかありません。

しかし当局は、あくまで保護者会ニュースだから問題ないと知らん顔。ここまで来ると市長までが吹保連とぐるじゃないかと疑ってしまいます。市長も吹保連と蜜月な関係なのですか、お答えください。

地方公務員法32条第1項には、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬとあります。過去の通知を無視し、全く上司の命令に従っていない園長が多数います。時間の関係上詳細は省きますが、政治的な記事を保護者会ニュースだからよしとし、ウォールポケットに配布を許可した園長には、地方公務員法32条及び29条に照らし合わせ、処分要求をしますが、児童部に見解を問います。

さきの通知には、特定の物品のあつせんは施設内ではできませんとあります。さて、千里山保育園の事例として、全国保育団体連絡会が発行しているちいさいなかまの定期購読が可能です、詳しくは保育園の事務所までお願いいたしますという記事が保護者会ニュースに記載され、ウォールポケットに入れられました。組合系の団体が作成している本の販売の取り次ぎまで行っています。これは完全に市の命令に反しております。ウォールポケットに配布を許可し、物販の取り次ぎを園内で行っているにもかかわらず黙認をしていた園長は、地方公務員法32条に抵触しませんか、児童部に見解を問います。

他の園でもちいさいなかま、略称ちいなかの定期購読に関して園内で関与している事実はありますか、園名を挙げてお答えください。

最後に、さきの通知には、運動団体に係る担当や役員決めについて、施設内ではできませんとあります、吹保連加入の全保護者会では、年度初めの総会で、吹保連などの政治運動団体の担当決めを行っています。しかしながら、当局があくまで保護者会の中の一担当決めだから、運動団体に係る担当や役員決めではないと、とんちんかんな見解を平氣で私に述べました。では、この通知は施設内で何をしたらだめなのか、具体例を示して明確にお答えください。

市長はこんな詭弁に対してどのように思われますか、児童部の見解は市長の見解です。本当にこんな詭弁を許していいのか、お答えください。

過去から何度も何度もイエローカードを出しているにもかかわらず、このあります。今回も私がこれだけ懲りない面々の悪質な事例を出しているわけです。時間の関係で全ての悪質な例は紹介できませんが、もう完全にレッドカードです。

副市長にお伺いします。吹保連に団体加入している保護者会には園の使用許可をおろさないでいただきたい。見解を問います。

次に、教育委員会についての質問。

私は、平成23年12月定例会において、PTA会費から学校予算を捻出しているとんでもない学校が多数存在すると質問をしました。さきに述べた地方財政法27条に抵触する可能性がある、早急に校長はPTAにたかるのはやめるべきだと質問でした。当時の井上市長は、教師の研修にPTA会費を流用している点に関しては、公費以外の費用で補填することのないよう、適切な処理をお願いしたいとの答弁をしております。これを受けて、教育委員会は校長会で同様の指導をしております。

しかしながら、昨年度、私の調査では、いまだに教師の研修費などをPTAにたかっている学校が8校に上ります。さきに述べました上司の命令に忠実に従わないといけない地方公務員法第32条第1項に抵触しておりませんか、教育長に見解を問います。今後、学校予算をPTAから捻出するのは一切おやめになるべきと考えますが、教育委員会の見解を問います。

最後に、入学式、卒業式での国歌斉唱について。

一般的に国歌斉唱の際は起立、脱帽の上、国旗に向いて斉唱するのが社会常識です。市長もそのようにされております。しかしながら、私が出席した小・中学校の入学式、卒業式で生徒、教師、父兄、保護者が国旗を向いて斉唱する姿など見たことがありません。ここでも学校の常識は社会の非常識、いつまでこんなやゆをされれば気が済むのでしょうか。

国旗を向いて国歌斉唱をしている学校数をお答えください。式ではきちんと国旗は会場中央の高いと

ころに掲揚し、国歌斉唱時は参加者全員が国旗を向いて斉唱する、今年度の卒業式と来年度の入学式から実施をしてください。教育長に見解を問います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○川本 均議長 地域教育部長。

○木戸 誠地域教育部長 留守家庭児童育成室と自然体験交流センター往復に発生する、児童の電車や路線バス等の運賃につきましては、デイキャンプの食材費と同様に、保護者に実費の御負担をいただくものと考えております、貸し切りバスの借り上げにつきましても、保護者会が児童の体力的負担等を鑑み自主的に負担しておられ、地方財政法の趣旨には反しないものと考えております。確かに、電車や路線バスを使うよりも、借り上げバスのほうが移動が楽と思われますじ、留守家庭児童育成室から最寄りの駅やバス停が遠いために、貸し切りバスを借り上げておられる保護者会もあると伺っております。

いずれにいたしましても、実態として、市の主催事業であるデイキャンプにおいて、留守家庭児童育成室の間で実施内容に格差が生じていることに変わりはなく、公平性の観点に照らしますと、望ましくないものと考えております。

また、デイキャンプへの保護者の参加、協力につきましては、留守家庭児童育成室運営上の保護者会との協力、連携の範囲と捉えており、同法に抵触するとは考えておりませんが、バスの借り上げも含めまして、保護者の皆様に過度な協力を求めたり、御負担を強いることがないよう、デイキャンプにつきましては、次年度からの廃止も含め、事業の整理をしてまいります。

次に、留守家庭児童育成室で行う調理につきましては、保育におけるイベントの一つとして実施しているものでございます。そのため、指導員に対する調理実習等の研修や調理師の配置、学校給食のような食材のチェックは行っておりませんが、事故を防ぐために、食中毒をテーマとした定期的な研修や指導員の検便を実施しており、アレルギー対応や児童による刃物の使用につきましては細心の注意を払うよう、指導員へ指導を行っているところでございます。

万が一、調理上において、指導員の瑕疵により重大な事故が生じた場合は、その責任は市に及ぶものと考えております。

次に、中途退職した元指導員の声につきましては、所管課では十分に把握できておりませんが、事実であればまことに遺憾であり、厳正に対応していく必要があると考えております。

指導員に対するパワーハラスメントの研修については、過去には実施したことはございますが、毎年の実施とはしておりませんでしたので、今後は、服務規律とあわせまして、定期的に取り上げてまいりたいと考えております。

指導員の定着率の悪さの要因につきましては、現在、指導員の配置に多くの欠員を生じており、新採用指導員であっても、いきなり高度な保育や保護者対応が求められ、採用後間もない指導員が業務に対して負担感を持つてしまうことや、指導員間には職責の違いがなく、指示系統や報告・相談体制が十分整備できていないことから、一人で仕事の悩みを抱え込んで行き詰まってしまうことも要因の一つと考えております。

もとより、御紹介いただきました中途退職した元指導員の声にあるような、同僚を追いやる理不尽で陰湿な事案が横行しないよう、指導員への指導を徹底してまいります。

最後に、スーパーバイザーにつきましては、保育に関する豊富な知識、経験や、管理職としての経験を生かした適切なアドバイスを指導員に行うことができ、留守家庭児童育成室の円滑な運営がより可能となるよう、本市の公立保育園長等から人選をしてまいりました。とりわけ、障がい児保育につきましては、それぞれの児童に対して、就学前からの切れ目のない支援が実現できているところでございます。

今後のあり方につきましては、これまで事業で果たしてきました役割や任務を検証し、より効果的な配置や、公募も含めた幅広く公平な人選方法等について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川本 均議長 福祉部長。

○後藤 仁福祉部長 福祉部から、高齢者いこいの間

の利用について御答弁申し上げます。

高齢者いこいの間につきましては、設置運営要項により設置の目的や利用要件を示しており、当該利用は、利用者の年齢や利用時間の点、また署名関連の活動をしていましたという点で、要項に沿うものではございませんでした。

当該利用事案を受け、高齢者いこいの間の管理運営を担う各地区の高齢クラブの会長に注意喚起を行うとともに、改めて利用条件等を記した文書を全ての高齢者いこいの間に配付、掲示し、適切な管理運営に努めているところでございます。

以上でございます。

○川本 均議長 児童部長。

○中野 勝児童部長 児童部にいただきました御質問に御答弁申し上げます。

初めに、吹一保育園の保護者会が、高齢者いこいの間にて、開室時間外にいきいき署名の説明会を実施した際に、勤務時間外の当該園の保育士が、公共施設の利用要件等に関して認識が欠如していたため、一緒に参加しておりますことをおわび申し上げます。

このことが直ちに地方公務員法第33条及び児童福祉法第18条の21に抵触していると判断することは難しいと考えますが、地方公務員としての自覚と責任について改めて周知徹底してまいります。

次に、いきいき署名の説明会に際し、園内で保育を実施している園はございません。

吹一保育園につきましては、昔遊び交流の名目による保護者会の園舎使用申請を受け、園長が使用を許可したものでございます。保育を実施していたのは保護者であり、当該園の保育士が時間外勤務等の申請をしていた事実はございません。

一方、当該園の園長に対し事情の聴取を行ったところ、保護者会の園舎使用と、いきいき署名の説明会との関連性につきましては想定できたとのことでございました。このことにつきましても、直ちに地方公務員法第33条及び児童福祉法第18条の21に抵触していると判断することは難しいと考えますが、今後、園舎使用の許可につきましては、使用内容の実態を精査し、適切な対応を図るよう徹底してまいり

ます。

この一件につきまして、市長にとのことでございますが、まずは児童部から御答弁申し上げます。

当該園の園長及び保育士に対しましては、保育士の信用を傷つけるようなことが決してないよう、基本に立ち戻って職務を遂行するよう厳しく指導してまいります。

続きまして、保育園内のウォールポケットに関しましても市長にとのことでございますが、まずは児童部より御答弁申し上げます。

保護者会ニュースの内容につきましては、原則、保護者会の判断を尊重するものではございますが、園のウォールポケットを使用するに当たっては、平成22年9月1日付及び平成25年12月4日付の保育園長宛て通知に従い、不適切な内容のものが配布されることがないよう、園長が十分に精査するよう改めて指導を行ったところでございます。

平成22年9月1日付及び平成25年12月4日付の保育園長宛て通知につきましては、例年、園長の交代がある中、その後は保育幼稚園室から通知がなされておりらず、通知に沿った運用がなされているかなどの確認も行われておりませんでした。

一方、全園長に確認しましたところ、各園長は一定通知の存在は認識していたものの、園舎等の目的外使用を不適当と判断する事例についての解釈が曖昧になっている状況がございました。また、特定の物品のあっせんは、園舎等の目的外使用を不適当と判断する事例に挙げられているにもかかわらず、ちいさいなかまの定期購読の記事を見落とし、ウォールポケットへの保護者会ニュースの配布を許可するなど、運用面においても緩みが生じていたことは事実でございます。

これら一連のことに関しまして、平成22年9月1日付及び平成25年12月4日付の保育園長宛て通知が徹底されていない現状を踏まえ、保育幼稚園室長を初め該当する園長に対しまして、児童部長名で文書による厳重注意を行います。

なお、全ての園において、ちいさいなかまの定期購読のあっせんに関与している事実はございません。
山田保育園、岸部保育園、西山田保育園におきまし

ては、園宛ての郵送された保護者分の同冊子を、保護者会宛ての他の郵便物と同様に保育士が受領し、保護者会に渡しているとのことでございます。

次に、園舎等の目的外使用を不適当と判断する事例の一つであります運動団体に係る担当や役員決めにつきましては、本通知の作成時の趣旨を当時の担当者に確認しましたところ、保護者会が加入する運動団体の活動に参加する保護者会内の担当者を決めるることはできないものとしたものでございました。保育幼稚園室の解釈が誤っておりましたことをおわび申し上げます。

最後に、副市長にとのことでございますが、まずは担当から御答弁申し上げます。

保護者会は任意団体でございますが、公共施設である園舎の使用に当たっては一定の制約がございますため、保護者会活動と政治的な活動を切り分けた活動がなされますよう、団体活動のあり方については見直しが必要ではないかという意見をさせていただきたいと考えております。

保護者会に対する園舎の使用許可につきましては、園舎使用許可申請書に不適切な使用が判明した場合、是正に向けた対応がなされたという確認ができない限り、園舎は使用は認められない旨の記載をしてまいります。その上で、適切な運用がなされますよう周知徹底してまいりますとともに、不適切な事例がないか実態を十分に確認し、問題がある場合は速やかに対応を判断してまいります。

以上でございます。

○川本 均議長 教育監。

○大江慶博教育監 学校予算をPTA会費から捻出することにつきましては、本来公費で賄うべきものは公費で支出し処理するべきであると認識をしております。本年度、各校のPTA会費の予算項目に不適切なものがないことは確認しておりますが、引き続き保護者の誤解を招くことのないよう指導してまいります。

次に、本市小・中学校の入学式、卒業式において、国旗を向いて国歌斉唱をしている学校数は、入学式が44校、卒業式は32校でございます。

以上でございます。

○川本 均議長 教育長。

○原田 勝教育長 PTA会費につきましては、これまでも教育委員会より適正な執行を指導してまいりましたが、平成29年度における市内小学校8校において、教職員費の使途としては目的に沿っていない研修費等の運用があることを確認いたしました。このことは、法に抵触するおそれがあるため、当該校には改めて確認と指導を行い、服務上の措置も含めた今後の対応について検討しており、当該校からは本年度より適正な執行を徹底する旨の報告を受けております。なお、教育委員会としましては、引き続き必要な研修費の確保に努めてまいります。

次に、学校の入学式、卒業式における国旗と国歌の指導につきましては、学習指導要領に基づき、学校長の責任と判断のもと、実施しております。

学習指導要領におきましては、国旗掲揚の位置や国歌斉唱の際の向きについては特段触れられていないため、実施を義務づけてはおりませんが、児童、生徒が国旗と国歌の意義を理解し、それを尊重する態度や、全ての国の国旗と国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるため、社会的な一般常識も踏まえ、不敬に当たらない形をとりながら、厳肅で清新な中で学校生活に有意義な変化や折り目をつける事が適正に実施できるよう、今後も指導を継続してまいります。

以上でございます。

○川本 均議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 公立保育所の保護者会に対する園舎の使用許可につきましては、先ほど担当部長から御答弁させていただきました対応を徹底してまいりたいと考えております。あわせて、保護者会は任意団体であっても、市の施設を使用している団体でございますので、保護者会活動と政治的な活動を切り分けた活動ができるのかについて、確認を求めていきたいと存じます。

以上でございます。

○川本 均議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 初めに、御指摘の事案と法との適合性につきましては、部長から御答弁をさせていただ

きました。ただし、法に抵触するか否か以前に、さきに通知を受けているにもかかわらず、その指示事項に反し、ひいては公務員としての適正性を問われるような事態を招いたこと自体に問題があると私は考えております。

次に、私と吹田保育運動連絡会との関係を問われましたが、私は当該団体とは何らの利害関係にもございません。

最後に、先ほど担当部長から、保護者会の活動の適正性について解釈に誤りがあった旨の答弁をいたしましたが、私からは、改めまして担当部に対して、園を管理する職員が公務員として責任を持って職務に専念すべきこと、すなわち通知内容は明確に上司の指示であることを改めて確認するよう指示をいたしました。

以上でございます。

○川本 均議長 20番 藤木議員。

(20番藤木議員登壇)

○20番 藤木栄亮議員 2回目、意見をいたします。

まず、教育委員会に苦言を呈します。校長の報告では、国旗を向いて国歌を斉唱している学校が大半ですが、本当にそうなのでしょうか。本日、議員の先生各位に資料を配付いたしました。入学式、卒業式に参加されている先生方は、この報告が虚偽かどうか判断できると思います。対面式での卒業式などは、卒業生と在校生が向き合って国歌を斉唱しています。国旗に向かうとすると起立した後、体の向きを変えなければなりません。そんなことをしている学校が本当にあるのでしょうか。こんないいかげんな回答を議会としても許すわけにはいきません。

以前、国歌斉唱を教員が全員斉唱しているのかという問い合わせに、各校長から、歌声が聞こえてくるから全員斉唱していますというようなふざけた答弁を、この神聖な本会議で述べた吹田市の教育委員会のことですから、今回も、体は向いていませんが、目玉だけ国旗を向いているというような答弁をしてきそうです。まあこの虚偽答弁疑惑の件は、今後徹底的に追及してまいります。

さて、参考資料でも配付しましたが、新潟県知事選挙において、柏崎市立保育園での不祥事が報道さ

れ、市長が謝罪しました。関係者一同も行政処分をされております。ちなみにこの候補者は落選をされております。3年前の後藤市長の選挙の際、保育園や学童の関係者らしき団体が、街頭で後藤市長の応援をしているのを目にしております。自公推薦の後藤市長が頼んだわけではないと思いますが、もし裏でつながっているようなことがあれば、柏崎のようなことにならないか心配でなりません。苦言を呈しております。

今回の私の質問でも、今議会の同僚議員の質問でもそうですが、後藤市長になってから職員や外郭団体、関係団体の仕事に対する緩みから起きる不祥事が相次いでおります。そのたびに市長は職員の認識不足であったとか、今後改善を求めていきたいとか、本当に生ぬるい、いかにも元職員さんだなと感じる答弁ばかりです。一般社会はそんなに甘くありません。日大運動部の件でも、レスリング協会の件でも厳しい処分が迅速に科せられております。不祥事を起こした関係者からすると、どうせ市長は元職員だから、そんなに厳しいことはされないだろう、まあ注意ぐらい、イエローカードぐらいで、時がたてば忘れられるし、しばらくはおとなしくしておくかぐらいいの感覚ではないでしょうか。どこまで甘く見られたら気が済むのでしょうか。だから不祥事が頻発するのです。

市長がよく使われるキーワード、過去の経緯があって云々、そんなこと私たちには関係ないし、そんなことを言わなくても全く響きません。市長には思い切ったパラダイムシフトを望み、質問を終わります。

○川本 均議長 18番 井上議員。

(18番井上議員登壇)

○18番 井上真佐美議員 公明党の井上真佐美でございます。発言通告に従い、個人質問を行います。

なお、地域の防災に女性の力をの項目につきましては、時間の都合により次回に質問いたします。

まず初めに、食品ロス削減の取り組みについて伺います。

世界で大量に発生している食品ロスは、私たち消費者の意識や行動が大きな影響を及ぼしていると言えます。賞味期限、販売期限の見直しや、食品を引